

令和4年第1回平群町議会

定例会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	令和4年3月2日
招 集 の 場 所	平群町議会議場
開 会 （ 開 議 ）	3月2日午前9時10分宣告（第1日）
出 席 議 員	<p>1番 岩 崎 真 滋 2番 長 良 俊 一</p> <p>3番 山 本 隆 史 4番 井 戸 太 郎</p> <p>5番 稲 月 敏 子 6番 植 田 い ず み</p> <p>7番 山 口 昌 亮 8番 森 田 勝</p> <p>9番 山 田 仁 樹 10番 窪 和 子</p> <p>12番 馬 本 隆 夫</p>
欠 席 議 員	な し
<p>地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名</p>	<p>町 長 西 脇 洋 貴</p> <p>副 町 長 植 田 充 彦</p> <p>教 育 長 岡 弘 明</p> <p>総 務 部 長 川 西 貴 通</p> <p>住 民 福 祉 部 長 大 浦 孝 夫</p> <p>事 業 部 長 島 野 千 洋</p> <p>教 育 部 長 巳 波 規 秀</p> <p>会 計 管 理 者 橋 本 雅 至</p> <p>政 策 推 進 課 長 山 崎 孔 史</p> <p>総 務 防 災 課 長 松 本 光 弘</p> <p>税 務 課 長 末 永 潤 子</p> <p>健 康 保 険 課 長 乾 充 喜</p> <p>福 祉 こ ど も 課 長 西 岡 勝 三</p> <p>経 済 建 設 課 長 寺 口 嘉 彦</p> <p>上 下 水 道 課 長 大 辻 孝 司</p> <p>住 民 生 活 課 主 幹 木 崎 広 親</p> <p>住 民 生 活 課 主 幹 原 益 代</p>
<p>本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名</p>	<p>議 会 事 務 局 長 西 谷 英 輝</p> <p>主 幹 高 橋 恭 世</p> <p>主 査 大 文 字 睦 美</p>
<p>町 長 提 出 議 案 の 題 目</p>	<p>報 告 第 1 号 議 会 の 委 任 に よ る 専 決 処 分 の 報 告 に つ い て (和 解 及 び 損 害 賠 償 の 額 の 決 定 に つ い て)</p>

町長提出議案
の題目

- | | |
|----------|--|
| 承認第 1 号 | 専決処分の承認を求めることについて
(令和 3 年度平群町一般会計補正予算 (第 8 号) について) |
| 承認第 2 号 | 専決処分の承認を求めることについて
(令和 3 年度平群町一般会計補正予算 (第 9 号) について) |
| 議案第 1 号 | 平群町手話言語条例の制定について |
| 議案第 2 号 | 平群町太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の制定について |
| 議案第 3 号 | 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 4 号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 5 号 | 特別職の職員で常勤のものゝ給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 6 号 | 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 7 号 | 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 8 号 | 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 9 号 | 平群町総合文化センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 10 号 | 西和地域病児保育室設置条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 11 号 | 平群町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 12 号 | 令和 3 年度平群町一般会計補正予算 (第 10 号) について |
| 議案第 13 号 | 令和 3 年度平群町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) について |
| 議案第 14 号 | 令和 3 年度平群町水道事業会計補正予算 (第 1 号) について |

<p>町長提出議案の題目</p>	<p>議案第15号 令和3年度平群町下水道事業会計補正予算(第1号)について</p> <p>議案第16号 令和3年度平群町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について</p> <p>議案第17号 令和3年度平群町介護保険特別会計補正予算(第2号)について</p> <p>議案第18号 令和3年度平群町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について</p> <p>議案第19号 奈良県広域消防組合同規約の変更について</p> <p>同意第1号 監査委員の選任に同意を求めることについて</p> <p>議案第20号 令和4年度平群町一般会計予算について</p> <p>議案第21号 令和4年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について</p> <p>議案第22号 令和4年度平群町国民健康保険特別会計予算について</p> <p>議案第23号 令和4年度平群町水道事業会計予算について</p> <p>議案第24号 令和4年度平群町下水道事業会計予算について</p> <p>議案第25号 令和4年度平群町農業集落排水事業特別会計予算について</p> <p>議案第26号 令和4年度平群町学校給食費特別会計予算について</p> <p>議案第27号 令和4年度平群町介護保険特別会計予算について</p> <p>議案第28号 令和4年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予算について</p> <p>議案第29号 令和4年度平群町後期高齢者医療特別会計予算について</p> <p>議案第30号 令和4年度平群町用地先行取得事業特別会計予算について</p>
<p>議事日程</p>	<p>議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。</p>
<p>会議録署名議員の氏名</p>	<p>議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。</p> <p>8番 森田 勝 9番 山田 仁 樹</p>

令和 4 年 第 1 回 (3 月)

平群町議会定例会議事日程 (第 1 号)

令和 4 年 3 月 2 日 (水)

午前 9 時開議

- | | | | |
|---------|-----|-------|--|
| 日程第 1 | | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | 報告第 | 1 号 | 議会の委任による専決処分の報告について
(和解及び損害賠償の額の決定について) |
| 日程第 5 | 承認第 | 1 号 | 専決処分の承認を求めることについて
(令和 3 年度平群町一般会計補正予算 (第 8 号) について) |
| 日程第 6 | 承認第 | 2 号 | 専決処分の承認を求めることについて
(令和 3 年度平群町一般会計補正予算 (第 9 号) について) |
| 日程第 7 | 議案第 | 1 号 | 平群町手話言語条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 | 2 号 | 平群町太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する
条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第 | 3 号 | 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
について |
| 日程第 1 0 | 議案第 | 4 号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条
例について |
| 日程第 1 1 | 議案第 | 5 号 | 特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する
条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 2 | 議案第 | 6 号 | 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条
例の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 3 | 議案第 | 7 号 | 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に
関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 4 | 議案第 | 8 号 | 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につ
いて |
| 日程第 1 5 | 議案第 | 9 号 | 平群町総合文化センター設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例について |
| 日程第 1 6 | 議案第 | 1 0 号 | 西和地域病児保育室設置条例の一部を改正する条例に
ついて |

- 日程第 1 7 議案第 1 1 号 平群町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する
条例について
- 日程第 1 8 議案第 1 2 号 令和 3 年度平群町一般会計補正予算（第 1 0 号）につ
いて
- 日程第 1 9 議案第 1 3 号 令和 3 年度平群町国民健康保険特別会計補正予算（第
3 号）について
- 日程第 2 0 議案第 1 4 号 令和 3 年度平群町水道事業会計補正予算（第 1 号）に
ついて
- 日程第 2 1 議案第 1 5 号 令和 3 年度平群町下水道事業会計補正予算（第 1 号）
について
- 日程第 2 2 議案第 1 6 号 令和 3 年度平群町農業集落排水事業特別会計補正予算
（第 1 号）について
- 日程第 2 3 議案第 1 7 号 令和 3 年度平群町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
について
- 日程第 2 4 議案第 1 8 号 令和 3 年度平群町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第 1 号）について
- 日程第 2 5 議案第 1 9 号 奈良県広域消防組合理約の変更について
- 日程第 2 6 同意第 1 号 監査委員の選任に同意を求めることについて
- 日程第 2 7 議案第 2 0 号 令和 4 年度平群町一般会計予算について
- 日程第 2 8 議案第 2 1 号 令和 4 年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計予
算について
- 日程第 2 9 議案第 2 2 号 令和 4 年度平群町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 3 0 議案第 2 3 号 令和 4 年度平群町水道事業会計予算について
- 日程第 3 1 議案第 2 4 号 令和 4 年度平群町下水道事業会計予算について
- 日程第 3 2 議案第 2 5 号 令和 4 年度平群町農業集落排水事業特別会計予算につ
いて
- 日程第 3 3 議案第 2 6 号 令和 4 年度平群町学校給食費特別会計予算について
- 日程第 3 4 議案第 2 7 号 令和 4 年度平群町介護保険特別会計予算について
- 日程第 3 5 議案第 2 8 号 令和 4 年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予算につ
いて
- 日程第 3 6 議案第 2 9 号 令和 4 年度平群町後期高齢者医療特別会計予算につい
て
- 日程第 3 7 議案第 3 0 号 令和 4 年度平群町用地先行取得事業特別会計予算につ
いて

開 会 （午前 9時10分）

○議 長

皆様、おはようございます。

町長より、浅井住民生活課長が病気のため、本日から3月8日までの会議を欠席する旨の通知を受けましたので、御報告いたします。なお、住民生活課長が欠席のため、木崎主幹、原主幹が本会議に出席をいたします。

新型コロナウイルス感染予防及び拡大防止の観点から、本定例会中、議場内でのマスク着用について許可いたします。

ただいまの出席議員は11名で定足数に達しておりますので、これより令和4年平群町議会第1回定例会を開会いたします。

町長、招集に当たりまして御挨拶をお願いします。町長。

○町 長

皆さん、おはようございます。

暦も3月になり、朝夕は寒さが残るものの、日差しは徐々に暖かくなり、平群の里にも春の訪れが感じられる季節となりました。

本日は、令和4年第1回平群町議会定例会の開催をお願いしたところ、議員各位におかれましては、公私御多用のところ、御出席いただき、誠にありがとうございます。

まず、新型コロナウイルス感染症についてですが、オミクロン株による感染が全国的に続いており、現在も31都道府県にまん延防止重点措置が取られております。平群町の状況につきましては、令和4年1月は140名の感染者が、2月では、421名の感染者の報告があります。各学校、こども園、学童保育所においては、学校・学級閉鎖等が続いており、住民の暮らしや地域経済にも深刻な影響が続いております。引き続き、感染防止策に必要な対策を講じてまいります。

3回目のワクチン接種につきましては、接種券を順次発送を行い、1月下旬に医療従事者、高齢者施設等への接種。2月5日より、高齢者等への集団接種をプリズムへぐりで行っております。詳細につきましては、担当より報告をさせていただきます。

また、今議会で専決補正の承認をお願いしております。子育て世帯への臨時特別給付金の追加交付分5万円の支援事業費を令和3年12月20日に専決させていただき、児童手当受給者には12月23日に10万円一括支給を行いました。申請が必要な高校生の子どものみの世帯については、12月21日を目途に申請書を送付し、審査後、現金10万円の一括で、年明けより順次支給を

しております。住民税の非課税世帯への10万円給付につきましては、令和4年1月11日に専決をさせていただき、確認書の発送を行い、対象世帯からの返送が届いた分から、1月28日より順次振込を開始をいたしております。

さて、12月定例会から2か月余りが経過し、この間の町政に関わる主な出来事や取組や行事などについて御報告をさせていただきます。

令和4年は12年に1度の寅年に当たります。寅年を迎えるに当たり、12月20日に、日本郵便株式会社との包括連携協定に基づき、信貴山朝護孫子寺の御協力を得まして、丸型郵便ポストを虎柄に変身し、上部に白虎をあしらったデザインとなりました。また、このポストに投函された郵便物に虎ポストの消印を、期間限定ではありますが、押していただけることとなりました。また、町制50周年を記念してフレーム切手を製作していただき、台紙の部分には本町の歴史を飾るデザインに、切手シートは、平群の四季の景色を並べており、町内の郵便局等で販売をされております。平群町の観光振興につながっていけばと期待をしております。

12月23日に、大阪府河内長野市と平群町と災害時の相互応援協定を締結をいたしました。河内長野市長からは、時勢もよく似ており、地理的にも遠過ぎず、近過ぎず、リスク分散としての有効な協定となるのお言葉を頂き、平群町にとっても災害協定は災害時の体制強化ができ、災害時の相互応援だけでなく、現在、楠公さんの大河ドラマ誘致協議会もあります。様々な面での交流が一層広がり、お互いの両市町の発展と、末永くお付き合いを頂ければと考えております。

新年には12年1度の寅年を迎え、信貴山朝護孫子寺へは連日多くの参拝客が訪れ、大変にぎわってございました。

1月10日には、総合文化センターで、新型コロナウイルス感染症の防止対策をして成人式が行われました。式典では、恩師によるお祝いのビデオレターが映し出され、お祝いや励ましの言葉が新成人の皆様に寄せられ、167名の新成人の皆様が輝かしい門出を迎えられました。新成人の皆様には、この平群町で生まれ育った誇りと愛着を持ち続け、活躍していただけることを願っております。

1月13日には、平群小学校の校庭で大とんどが行われました。今年もPTAの皆様のお協力の下、大きなやぐらが組まれました。今年の恵方である北北西の方向から点火され、炎にくべられたしめ縄や書初めが空高く燃え上がっていました。平群町の子どもたちが健康で健やかに過ごせることを心より願っています。

2月26日、27日には、関西最大級の寅のお祭りとして恒例となっております。

まず信貴山寅まつりが開催されました。両日とも天候に恵まれ、多くの参拝客が訪れました。

その他のイベントでは、消防出初式や竹あかりのつどいが中止、ふるさとグリーンアップ作戦やプリズムへぐり周辺の桜のライトアップイベント、4月29日に予定をしておりましたへぐり時代祭りについては中止することを決定いたしました。

町財政においては、令和2年11月に奈良県が、特に財政状況が悪い平群町に改善を促す重症警報が発令されました。令和3年においても引き続き、平群町に対して重症警報が継続して発令をされました。緊急財政健全化計画の健全化の取組事項を着実に推進し、将来にわたり、安定した財政基盤を確立するため、鋭意取り組んでまいります。

令和4年1月27日に、奈良県と平群町との健全化の推進に関する協定書の締結を行いました。この協定に基づき、奈良県より振興資金の借入れを行い、地方債残高や公債費の軽減を行うため、繰上償還の予算措置を今議会の補正予算で計上させていただいております。

次に、今議会で上程しております令和4年度予算に関することについて申し上げます。

新年度予算については、今議会で議員各位に慎重審議を頂くところではございますが、県の重症警報の発令や、現在の厳しい財政状況、少子・高齢化、人口減少など、町が直面する課題に対して、限られた財源の中で、いかに町民の皆様への期待に応えられるかを第一義に考え、予算編成を行ってまいりました。

予算編成に当たっては、昨年度に引き続き、未確定財源を計上しない予算編成を目指しました。令和4年度予算については、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、町税収入全体が落ち込む中ではありますが、国の地方財政対策による普通交付税の増額を見込んだ内容となっております。しかしながら、公有財産売却収入を一定計上しております。

財政健全化の取組といたしましては、高水準にある地方債残高、公債費負担、将来負担を確実に縮減できるよう、普通建設事業については極力抑制し、地方債の発行を、緊急財政健全化計画に基づき、発行額を1億5,000万以内に抑え、地方債残高を縮減していく内容となっております。

その他事務事業につきましては、厳しい財政状況ではありますが、現行の住民サービスを維持することを最優先に予算配分をしております。当予算では、緊急財政健全化計画に掲げた健全化事項については、まだ計上できない部分もありますが、その取組を着実に推進し、喫緊の課題である財政健全化を進めてまいります。このような困難を乗り越えるためにも、議員各位の御意

見を頂き、御理解と御協力を切にお願いするところであります。

本定例会におきまして、上程させていただきました案件は、報告案件が1件、専決処分における承認案件が2件、条例の制定が2件、改正案件が9件、令和3年度一般会計並びに特別会計の補正予算案が7件、奈良県広域消防組合格約改正が1件、人事関連の同意案件が1件、令和4年度一般会計並びに各特別会計、事業会計予算が11件で、合計34件の審議をお願いをしております。

いずれの議案におきましても、慎重に審議を頂き、原案どおり可決、同意を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議長

本日の議事日程は、お手元に配付してあります議事日程表のとおりであります。本日の議事日程の朗読を求めます。局長。

○局長

議事日程報告 議事日程表のとおり

○議長

ただいまの報告どおり、日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員には、会議規則第127条の規定により8番、森田議員、9番、山田議員を指名いたします。本定例会の会期中、よろしくお願いたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、過般の議会運営委員会で内定しておりますとおり、本日から3月22日までの21日間といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月22日までの21日間と決定いたしました。

続きまして、会期の内容の報告を求めます。局長。

○局長

それでは、会期の内容について御報告を申し上げます。

3月 2日(水) 本会議(初日) 午前9時より

なお、一般質問の通告締切りにつきましては、本日午後5時となっておりますので、よろしくお願いいたします。

3月 3日(木) 本会議(新年度予算総括審議) 午前9時より

3月 4日(金) 総務建設委員会 午前10時より

文教厚生委員会 午後2時より

3月 7日(月) 予算審査特別委員会(一般会計) 午前9時より

3月 8日(火) 予算審査特別委員会(各特別会計・各事業会計)
午前9時より

3月15日(火) 本会議(一般質問) 午前9時より

3月16日(水) 本会議(一般質問) 午前9時より

3月22日(火) 本会議(最終日) 午後2時より

以上でございます。

○議長

続きまして

日程第3 諸般の報告を行います。

2月17日、開催されました議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員会副委員長。

○議会運営副委員長(岩崎真滋)

それでは報告させていただきます。

去る2月17日木曜日、午前10時より議会運営委員会を開催いたしました。案件につきましては、本日から始まりました令和4年第1回定例会の議事運営についてであります。

以上のとおり、議会運営委員会の報告とさせていただきます。

○議長

続きまして、町より報告事項があります。

予備費の充用について報告を求めます。副町長。

○副町長

それでは、予備費の執行状況について御報告を申し上げます。

今回は、1件の充用でございます。

1月12日、税務課、所得税の修正申告に伴う納税義務者への住民税の還付金が必要となることから、2款総務費、2項徴税费、1目税務総務費、償還金利子及び割引料の還付金に508万3,000円の充用をいたしました。

この結果、予備費の当初予算が1,368万円に対しまして、令和3年度の

充用額は合計で670万4,000円、執行率として49%となっております。残額については697万6,000円であります。

以上でございます。

○議長

次に、新型コロナウイルス感染症に伴う給付金支給状況についての説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、私のほうから、新型コロナウイルス感染症に伴います給付金の支給状況につきまして、御報告を申し上げます。

お手元に置いていただいております資料に基づきまして御説明申し上げます。

まず1点目でございますが、平群町子育て世帯等臨時特別支援事業ということで、一括給付でございます。これにつきましては、先ほど町長の御挨拶にもございましたが、対象者が、令和3年9月30日現在で平群町に住所がある対象児童、18歳以下の児童を扶養している者に対しましての支給でございます。支給額につきましては、対象児童1人につきまして10万円ということで、先行型並びに追加給付金ということで、一括給付、現金給付をさせていただいたところでございます。本日の専決処分の第8号で追加給付金につきまして御承認のほうを賜りたく、よろしくお願いいたします。

続きまして、支給状況でございますが、18歳以下の全体の児童といたしまして、約2,580名、世帯といたしまして、約1,460世帯でございます。それぞれ①から④までの支給項目ということで、中学生までの方約2,000人に対しましてはプッシュ型ということで、町のほうからの一斉振込でございました。2月23日より振込を開始をいたしまして、現在、1,750名の方に支給をしておるところでございます。

②の高校生でございますが、約530名の方がいらっしゃいまして、これは申請ということで、それぞれの方から御申請を頂くということになってございます。現時点で、530名の方に対しまして429名の支給となっております。

3点目の新生児でございますが、見込みといたしまして、約50人、これも申請を頂くということになってございます。現在、支給者といたしましては、20名の方に支給をしております。

次に、④の支援給付金でございますが、これにつきましては、受給者の配偶者であった方が令和4年2月28日までに離婚または離婚協議中の方に対しまして、別途、支援給付金を支給するものでございます。これも、令和4年2月

7日から受付のほうを開始をしておりますが、現時点で支給させていただいた方はいらっしゃるということでございます。

全体の支給率といたしましては2,199人ということで、全体として、約91%の支給率となっております。

続きまして2点目でございますが、平群町住民税非課税世帯等臨時特別支援事業でございます。

これは、対象者といたしまして、令和3年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯の世帯主の方、また2点目といたしまして、令和3年1月以降の家計急変の対象ということで、家計急変世帯の世帯主に対しましての支給でございます。

これも、支給額につきましては、1世帯10万円ということでございます。これについては、1月11日で専決処分をさせていただきましたので、今議会で上程をさせていただいております9号補正の専決ということで上程をさせていただいております。

支給状況でございますが、住民税の非課税世帯といたしまして、1,754世帯ございます。1月20日付で、町のほうから対象者と思われる方に御案内を送付をいたしまして、1月28日より順次支給をしておるところでございます。現在のところ、支給数ということで1,435世帯で、率といたしまして、約81%の方に支給を行っております。

続きまして、家計急変でございますが、令和4年2月16日より申請の受付を開始をさせていただいております。現在のところ、支給者のほうは、今のところ、まだないということでございます。

以上、報告とさせていただきます。

○議長

ただいまの説明についての質疑については、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度平群町一般会計補正予算（第8号）について）及び承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度平群町一般会計補正予算（第9号）について）でお願いをいたします。

続きまして、新型コロナワクチン接種状況についての説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、新型コロナワクチンの接種状況につきまして、御報告を申し上げます。

お手元の資料のほうで御説明申し上げたいと存じます。

まず、1点目の1回目、2回目のワクチン接種の状況でございます。

これにつきましては、御承知のとおり、接種会場をプリズムへぐりといたしまして、昨年の5月の15日から10月の23日までの間、接種を実施をまいりました。それぞれ2回接種済みの方並びに接種率につきましては、下段の表に記載のとおりでございます。全体で申し上げましたら、接種対象者1万7,314人に対しまして、2回接種を終わられた方が1万5,203人ということで、接種率87.8%の接種となっております。平群町での集団接種につきましては10月の23日に終了いたしました。それ以降、新たに1回目、2回目のワクチン接種を希望される方につきましては、町内の各医療機関での個別接種におきまして御案内をするなどの対応をしておるところでございます。

続いて、2点目の、3回目の追加接種のワクチン接種の状況でございます。

3回目、追加接種のワクチン接種の状況につきましては、医療従事者等、また高齢者施設での接種については1月の下旬に、65歳以上の方の接種については2月5日より実施をしております。また、昨日3月1日からは、2回目の接種を終えられた方、完了後、原則6か月を経過した18歳以上の方を対象にすることになりましたので、少しスケジュールが早まったところでございます。具体的なスケジュールについては、下段に記載をしておるところでございます。

今申し上げましたように1月の下旬に高齢者施設、また医療従事者の接種を行ったところでございます。2月の5日から集団接種の再開ということで、原則、1回目、2回目と同様に、接種日につきましては、土曜日の午後、日曜日の終日ということで、接種のほうをやっております。2月の26日の土曜日だけ午前中の接種を行ったところでございます。また、接種につきましては、生駒郡四町で足並みをそろえて、同じ日で接種を開始したところでございます。

続きまして、2月の下旬でございますが、3回目の接種対象の方へ接種券のほうですね、全て送付を完了いたしました。接種の完了予定でございますが、令和4年の4月の下旬を3回目の集団接種の終了予定ということで考えております。4月の24日の日曜日を一つの終了のめどと考えておりますので、それを目指して接種のほう、取り組んでまいりたいと考えております。

また、接種の申込み状況でございますが、今回につきましては、接種券をお送りさせていただきましましたときに、接種の予約のはがきで申し込まれる方、また今回より、パソコンやスマートフォンから予約ができるということでの対応とさせていただきます。

接種の状況といたしましては、2月28日現在で、接種対象者1万4,436名、これは18歳以上となっておりますので、上の1回目、2回目の接種の数とは少し合わないところがございまして、18歳以上ということでござい

す、に対しまして、集団接種、2月、3月で6,031人の申込みがございました。2月の28日現在で、集団・個別合わせまして5,589名の方の接種を頂いたところでございます。接種率につきましては、38.7%となっております。

続きまして、裏面のほうをお願いをいたします。

3点目の個別接種でございますが、これも3回目も1回目、2回目の接種と同様で、個別の医療機関におきましても接種が可能ですので、町内の医療機関の詳細につきましては、広報紙並びにホームページ等で周知をしております。

次に、4点目でございますが、小児接種の実施についてでございます。

小児接種につきましては、5歳から11歳の方を対象に、3月中旬より接種ができるように、町のほうといたしましても準備を進めてまいっております。具体的には、3月の月上旬に、対象者の方が約970名いらっしゃいますので、接種券のほうを送付をさせていただきます。併せて、接種の希望調査ということで、同封をいたしております調査票、はがきでございますが、接種の希望の把握を行わせていただきます。そこで、集団を希望される方について、返信をしていただきまして、数を把握の上、集団での接種のほう、実施をしてみたいと考えております。

日程といたしましては、3月の26日の土曜日の午前中に第1回目、第1日程ということで。3週間の間隔を空けて、また2回目の、これも接種がございましたので、そのような日程でございます。で、第2日程ということで4月の2日の土曜日でございますが、1回目の接種、また3週後に2回目の接種ということで、二つの日程で調整をさせていただいて、接種のほう、対応を考えておるところでございます。個別接種につきましても、併せて、町内の医療機関でも、可能な医療機関の詳細については、接種券に同封しておりますチラシや、また広報紙、ホームページ等で町民の方に周知をしてみたいと考えております。

以上です。

○議 長

これより質疑に入ります。山口議員。

○7 番

子どものワクチン接種ですけど、これは集団は2日に分けてますけど、これ1日どれぐらい、人数、ワクチン接種できるんですか。

○議 長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

1日の接種人数でございますが、今のところ、考えておりますのは、これは小児の接種ということでございますので、普通の大人、大人と言ったらあれですけれども、通常の接種でしたら、問診を医師が、接種を看護師がというふうな対応なんですけれども、小児につきましては、問診と接種を医師がするというふうな対応を考えております。そういうことでございますので、1日大体90名ぐらいの接種が可能かなと、そういうふうに計画しておるところでございます。

○議長

山口議員。

○7番

対象者970人で、どれだけ受けられるのか分かりませんが、それにしはちょっと、2日ぐらいの日程ではどうもならんのかなと。もう既に天理なんかはやってますけれども、なかなかそれは、幅あるから、11歳ぐらいならあれだけど、5歳ぐらいなら、僕が親でもちょっとどうかなという気はどうしてもするから、どれぐらいの人数になるか分かりませんが、これ、人数がもし多ければですね、もうこんなんじゃ全然間に合わないでしょう。その辺は何か考えてるんですか。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

山口議員の御質問でございます。

我々も、接種の人数というのが一番、どれぐらいの方が接種されるかというのがちょっとこの事業の肝かなと思っております。先ほど御説明申し上げましたように、事前に集団で希望される方の人数の把握をしたいということでございます。大体、我々も思っておりますのが、2割から3割ぐらいの接種の希望かなというふうに思っておりますのと、あと今申し上げました90人につきましても、もう少し接種体制がスムーズにいけば、1回当たりの接種者も増やせるかなというふうな思いも持っております。また、2回ということで今申し上げましたが、今議員、御質問で頂きましたように、接種を希望される方が我々の予想よりも少し多いということになりましたら、また改めて、3回目の接種の日程等につきましても、当然考えていきたいというふうには思っております。以上です。

○議長

ほか、質疑ございませんか。植田議員。

○6番

この3回目の接種について、私も担当課のほうには申したんですけれども、情報としてね、住民の方々にきちっと、公平といいますか、ネットでしか、2月10日から前倒しになったと思うんですけれども、その情報がやっぱり伝わらなくて、ちょうどオミクロンが非常に増えてきて、高齢者の方も早く接種をしたいというふうに思っていたけれども、基本8か月、あるいは7か月ということがあったので、あれしてたんやけど、たまたまネットを見た近くの方から、いや、もう1か月前倒しになったよという情報が入って、その方ははがきで申し込まれていたんですけれども、そういう方にはそういう情報が届かないと。そのときには、今のところ、ホームページでそういうのを伝えるだけやったということだったんですが、それではやっぱり高齢者の方はなかなかね、ホームページをチェックして、そういう情報を瞬時につかむというのは難しいわけですから、ちょっとここら辺、今後ね、やっぱりそういう、このコロナに限らず、今回のことに限らずね、いろんな段階で出てくると思うので、やはり、そういう情報がきちっと公平に行き渡るような手段というのをもう少しやっぱり、緊急の回覧で回していただくなり、防災無線なんかでそういう呼びかけをして問合せをしていただくなりということをおね、やっぱり行政として住民に丁寧にそういう案内ができる体制を取っていただきたいということと、ホームページなんかでは、前倒しになった部分に変更されていなかったりとかという部分もあって、それもちょっと言わせてもらったんですが、そこら辺は、行政として情報を伝えるのであれば、きちっとそういう変更があったときには速やかに、そういう内容的なものもチェックをして、正確な情報が伝えられるような体制を取っていただきたいということは申しておきたいと思います。

○議長

答弁要りますか。住民福祉部長。

○住民福祉部長

植田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今おっしゃっていただきましたことを我々も十分肝に銘じてのところでございます。今回の接種につきましては、御承知のように、当初国の計画、8か月が6か月に前倒しとか、かなりいろいろ準備等でも情報が錯綜したというところもございます。これは少し行政のほうの対応ということになるかと思いますが、どうしても広報紙での掲載というのが一番、皆さん手に取っていただいているというふうに思っておるんですけれども、ちょうど発行の期日と情報の提供する時期が合わないというふうなこともございますので、なかなか即応的な対応というのがどうしてもホームページになってしまうところもございます。今おっしゃられた回覧等につきましても、ちょっと今後、そういうふうな急なといい

ますか、必要な回覧につきましては、各自治会さんのほうにもしっかりお願いをしながら、情報提供をしていただけるように、ちょっと町としても、いろいろ対応については、今後考えてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長

ほか、質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、以上で諸般の報告は終わります。

続きまして

日程第4 報告第1号 議会の委任による専決処分の報告について
(和解及び損害賠償の額の決定について)

報告を求めます。総務部長。

○総務部長

報告第1号について御説明させていただきます。

報告第1号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年3月2日報告

平群町長 西 脇 洋 貴

めくっていただきまして、専決処分書であります。

専決処分書

和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年12月16日

平群町長 西 脇 洋 貴

めくっていただきまして、

和解及び損害賠償の額の決定について

令和3年10月14日、平群町菊美台1丁目付近にて、町道東山駅前線歩道の刈払い機による草刈り作業中、飛び石により隣接店舗窓ガラスに損傷を与えた件について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 29,700円

2 所管課 経済建設課

これは、ガラスに石が当たりまして、強化ガラスであったということで、全面にひびが入ったという事案でございます。

以上、報告とさせていただきます。

○議長

続きますして

日程第5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

(令和3年度平群町一般会計補正予算(第8号)について)

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長

承認第1号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口議員。

○7番

これ、後半の5万円ということで、国からこの支給分についてはもうお金入ってるんですか。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

山口議員の御質問にお答えをさせていただきます。

国のほうからの交付金ということで、概算ということなんですけれども、交付に必要な費用につきましては、概算払いということで頂いております。

以上です。

○議長

山口議員。

○7番

これ、2,580人が対象者で930万円、所得要件超える人がいるから、当然その数にはならないのは分かるんですが、それにしても、2,199人というのはちょっと少くないのかなと。特に、これ1から4まで分けてもらってますけど、新生児の生まれてる人数分かりますよね、20人しか申請がないというのは、20人しか生まれてないということではない……、これはあれやね、途中から生まれたんやから、それまでの人はもう入ってるわけやな。

それとですね、申請が必要な高校生が530人のうち429人。これ大体べたべたいってるのかどうかね、その辺ちょっと気になるのと、それから、中学生までは2,000人のうち1,750人やから、大体全体いってると思うんですけど、今度、補正予算で、今日後から出てくる補正ですね、所得要件撤廃した、要するに所得制限でもらえなかった18歳以下全員に配付するという、この前説明ありましたよね。ということは、何が言いたいかというと、それも含めて、ここで今抜けてる人ね、情報が伝わってなかったんか、本人がうっかり忘れてるのか分かりませんが、しっかりとその辺、漏れ落ちのないようにしていただきたいので、新たな、今度所得要件なしでやる。既にもらっている人はもちろんもう1回もらうということではないんですけど、所得930万円を超える人たちも含めてもらえるわけですから、これまででもらえる要件のあった人に対してもですね、それで申請していない人に対しても、きちっと分かるようにね、そういう広報をしていただきたいと思うんですが、その辺は何か考えていますか。

○議長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

給付で今2,199人と、少し少ないのではということで、全体の人数は2,580人なので、約960万円超えてる方が7%おられますんで、大体全体で2,400人が対象と考えてます。ですから、あと200人ぐらいはまだなのかなと。

あと、高校生の支給についても、一応530人から429人ということで、100人ぐらいまだ申請がないと思ってます。

あと、所得制限撤廃のところで、結果的には全員支給するという形になってまして、今年度、まだ支給されてない方につきましては、一旦は、未支給の方には2月10日に勸奨の通知をさせていただいてます。再度もう少し、まだ期限もありますので、様子を見ながら、もう一度個別に通知のほうをする予定でございます。

以上でございます。

○議長

山口議員。

○7番

分かりました。もう一つ言いたいのは、特に④のところね、なかったらなかったでええんですけど、それは、そのほうがええことなんですけどね、何ぼ小

さい自治体であっても、全くないというのはちょっと考えにくいので、ここについてもね、分かりやすくやっぱり広報しないと、見落としたらもうそれで終わりですからね。その辺、だから、全体の案内するときに、広報なんかでするときには、ちょっと色を変えたりして強調できるような形でね、ぱっと目につくようにしていただければ、本人は気がつかなくても周りの人が気がついて教えるというようなこともありますんでね、その辺はちょっと気をつけていただきたいというふうに思います。

このことについては、それで結構です。

○議 長

ほか、質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

討論ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより承認第1号について採決を行います。
本案は原案のとおり承認したいと思います、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり承認されました。
続きますして

日程第6 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

(令和3年度平群町一般会計補正予算(第9号)について)

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長

承認第2号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。井戸議員。

○4番

ちょっと大きな話になるんですけども、毎回ちょっと僕の中で不思議に思ってたんですけども、こういう系統というのは大抵住民税非課税世帯となるんですけども、なぜ所得税じゃないのかなと思うんですよね。なぜかといいますと、ちょっと僕も詳しく計算をしたわけじゃないんですけども、たしか社会保険料控除って、所得税にはあって住民税にあまりない、割合が少ないのかな、ないのかな、ちょっと忘れちゃったけど、そうなってくると、社会保険料をきっちり払ってる方で、所得税非課税の方が住民税非課税より実質の可処分所得が減ってる人があるんじゃないかと思うんですけど、ちょっと分かんないですよ。その場合、可処分所得が少ない人のほうがもらえないことにならないのかなと、逆転現象が起こるんじゃないかなと思うんですけども、ちょっとその辺はどう、これ多分、上のほうが決めたとは思いますが、ちょっと気になったので、なぜ住民税、住民税となるのかなと。十分、所得税非課税で、ちゃんと社会保険料を払ってる方のほうも生活が苦しいのに、そこに手が及ばないのかなというというのがちょっと不思議に思ったので、ちょっとその辺、分かっている範囲で答弁をお願いします。

○議長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

ただいまの御質問にお答えします。

非課税世帯ということで、住民税ではなく所得税で何で判断しないのかということでございます。

この給付金、市町村の給付金ということで、実際、所得税の課税情報を全て持っているわけではありません。所得税がかかる方が申告されますので、把握しているという部分でいくと、住民税しか分からないということで、住民税で把握ということになってると思います。

以上でございます。

○議長

井戸議員。

○4番

あまりじゃあ、国とのやり取りという情報は入ってこないということですか。何か所得税って案外簡単に入ってくるようなイメージだったんですけども、分か

らないです、僕もその辺。ちょっともし分かればお願いします。

○議 長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

所得税の情報というのはあくまでも計算で、同じような控除額が違って出てくるんですけども、全て町村では把握できてないというのが現状です。全て把握してるのは住民税だけということになりますので、その上で住民税で判断ということになってると思います。

○議 長

ほか、質疑ございませんか。山口議員。

○7 番

これもちょっとさっきと一緒のような話になるんやけど、要するに1, 754世帯、住民税非課税世帯、令和3年度課税でですね、もう人数分かってるわけですよ。そこへ全部案内出してるわけですよ。それでいて、1, 435世帯、310何世帯が申請してない、確認書を出してないという、これは何か原因あるのか、もう大分なりますからね、町が送ってから。それはどのように考えてますか。

○議 長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

ただいまの御質問にお答えします。

案内のほうは出しますので、案内出してる方、把握してますので、多分忘れてるとか、そういう方が多いのかなと思ってますんで、様子を見て個別に勧奨通知を予定してます。

以上でございます。

○議 長

山口議員。

○7 番

それから、家計急変世帯、これ申請ゼロ。要するに、申請ないから支給者数もゼロなんでしょう。これはちょっと、ないことはないでしょう、何ぼ何でも。これ、ちょっと何とかしないと、要するに、制度として全く、本当ならこっちが一番大事でしょう、この趣旨から言えば。要するに、コロナ対策、コロナ禍での対策としてやってるわけだから。その辺、何か対策を考えてますか。

○議 長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

ただいまの御質問にお答えします。

家計急変につきましては、国の制度がまだはっきり決まってないというところで、まだスタートした市町村も少ないということで、住民のほうはまだ全国的にも知られてないというのが現状と思います。平群町のほうは奈良県でもいち早く、2月16日ということで、令和3年中の所得が確定しているというところも含めて、確定申告の時期に合わせて2月16日から受付を開始ということでしてます。今後につきましては、必要な方にいけるように、周知のほうは今後さらにまた強めていきたいなど、そのように考えてます。今、支給はゼロなんですけども、申請としては、今1件上がってるところでございます。それを今、判断してるところでございます。

以上でございます。

○議長

山口議員。

○7番

これから出てくるということなんですけど、ちょうどええ機会やから、どっちにしたって広報とかホームページで当然案内されるんでしょうけども、ちょっとその辺ね、これ今そんなに知られてないんだったら、特にきちっと広報していただくことはお願いしておきたい、私のほうもニュースいろいろ出してるから、またそれで知らせるようにしますけども、ぜひよろしくお願いします。

○議長

質疑、ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

討論ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより承認第2号について採決を行います。
本案は原案のとおり承認したいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり承認されました。
午前10時10分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時01分)

再 開 (午前10時10分)

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

日程第7 議案第1号 平群町手話言語条例の制定について
を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長

議案第1号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山本議員。

○3番

この条例制定につきましては、またあさっての文教厚生委員会を開催してお諮りすることになるんですが、私は委員長という立場でありますので、この本会議でちょっと2点ほど質問させていただきたいと思います。

まず1点目なんですけども、現在奈良県では、県の条例をはじめ、11市5町でこの条例が制定されております。そのほとんどが手話言語条例ですが、生駒市と香芝市では手話言語だけでなく、対象を、障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段に広げて、障がいの有無に関わりなく、市民が共生できる社会を目指すというような姿勢を示しております。

今般、町条例の制定に当たり、各地域からの条例を精査されたことと思いますが、手話言語条例とされたのは、どのような理由からでしょうか。

まず1点目、お伺いします。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、山本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

県下の状況につきましては、この条例制定について、十分参考にさせていただいてるところでございます。手話言語条例の作成に当たりましては、今議員お述べのように、奈良県下の市町村の条例等を参考にしながら素案の作成を行ってきたところでございます。その上で、意思疎通支援の関係団体ということで、団体の方との意見交換を行ったところでございます。その結果といたしまして、平群町といたしましては、手話が言語であるという認識に基づきまして、まず基本理念を定め、手話への理解と普及を図るための条例という位置づけの中で手話言語条例ということで制定をさせていただきたいと考えておるところでございます。

○議長

山本議員。

○3番

御答弁ありがとうございました。

この条例を制定するに当たりまして、きっちりとしたそういう関係団体さんとお話をされた上で構成されてる、こういうところが非常に大切だなと。他町の言語条例をそのまま平群町に持ってきたとしても、それが合う、合わないというのが確かにあると思いますので、そこのところは、ちゃんと団体と相談された上で制定されているということは重要なことであると思います。

そして、もう一つの質問になるんですけども、障がいといっても、その特性によってコミュニケーション方法は様々であります。例えば、聴覚障がい者の中でも、手話を使う人は今のところ20%ぐらいと言われております。障がいの多様性に配慮して、全ての人に情報の保障を実現するためには、例えば要約筆記ですね、これは中途失聴者とか、高齢により耳が遠くなった人には非常に便利な手法であります。そして、触手話ですね、これは盲聾、重複障がい者のコミュニケーション方法では大変有利になります。また、字幕や点字、音訳絵図、それから記号、最近ではUDトークという装置もあります。このUDトークというのは、スマホのアプリに取り入れまして、私が例えば「何かお手伝いしましょうか」ということをそのアプリに入れると、字になって出てきますので、それを見せることによって会話はできるということになります。

こういった条例の制定を契機にですね、本町としては、多様なコミュニケーション手段の充実を図っていかうとされているのですが、先ほども要旨にありましたけども、どういうことなのか、もう少しお聞かせください。

○議 長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、山本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、平群町では、今回の条例制定というところで、手話の理解や普及を図るための基本理念を定めた手話言語条例としております。条例の立てつけとしてそういうふうな条例でございます。今後におきましては、今議員のほうからお述べいただきましたように、要約筆記であるとか触手話、おっしゃっていただいた、そういうふうな触れ合うところでのコミュニケーション、また字幕や点字、音訳といった様々な伝達の方法があるかなと思っております。

障がい者の方の多様性に配慮したコミュニケーションの手段ということで、町の責務でございます、情報の保障を図るための環境整備の施策というのは責務でございますので、これからも、関係団体の皆様方の御意見を聞きながら、どういった取組、どういった手法がよいのかということも含めて取組のほうを進めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解のほう、よろしくお願いいたします。

○議 長

山本議員。

○3 番

御答弁ありがとうございます。

条例の制定ですので、本当に手探り状態から進めていくことになると思いますが、ある程度こういうバックボーンをきっちりとしたものにしておくにこしたことはないと思うんですが、例えば、今議会のネット中継なんかもしておりますが、これも例えばワイプに手話通訳者を入れてネット配信したりとかです、いろいろな方法が今後考えられてくることと思います。

また、今度予算の審査のほうにもありますけれども、新規の予算で、防災諸費で高齢者向けのデジタル活用支援推進事業ですかね、高齢者向けのスマホ等の講習会を開くということなんですが、先ほど言っていましたUDの分ですね、こういうのもどんどん紹介していただいで、耳のちょっと遠い方とかにも有効利用していただけるとか、そういったところも細かく、今後、手話が言語になるのであるということのをきっちり伝えていくような場面をつくっていただきたいと思えます。

それと、皆さんも御覧になられたと思いますが、ここ最近の社協だよりなんかでも、北小で手話の教室を開いておって、子どもたちにもそういった理念を植え付けていけると。しかも、楽しみながらそういう手話を学んでいってる

と、そういう立場もありますので、今後、平群にお住まいの住民さん全てに手話が言語になるよということを徹底して配信していただければと思います。

以上です。

○議長

ほか。井戸議員。

○4番

今ね、山本議員さんのほうからも出たんですけども、ちょっと中身については委員会付託ということで、置いときまして、ちょっと大きな意味で、やっぱり聴覚障がいを持ってられる方に対しての補助というか、そういう部分が少ないのじゃないかなと私は感じてます。せっかくこういう手話言語というね、そういう聴覚障がいを持った方にスポットを当ててるわけなので、本当に手話が使えない方に対する、これも全員協議会でも少しお話しさせていただいたんですけども、かなり手話を使えない方が多い中で、その方々への配慮って難しいところなんですけども、ちょっともう少し進めていただきたいなというのと、障がいの等級にしてもですね、補助にしても、やはり聴覚障がいに関してはすごく緩いといいますか、補助に関しても少ないんじゃないかなと思いますので、答弁結構なんですけども、ちょっと本当にね、すごく年配の方が増えてて、平群町、高齢化率も高くて、耳の本当に不自由な方が増えてます。私の周りでも増えてますけども、やっぱり、それに対応するには結構ね、御存じの方は御存じなんですけども、補聴器なんかでも値段が高い割には補助がそんなになくないという悲しい部分もございまして、維持費もかかると。そういうのもございまして、トータルで考えて、そちらのほうもですね、平群町として何ができるかということを考えながら進めていただきたいなと思いますので、ぜひともそういう観点で、またよろしく願いいたします。

答弁はもう結構です。

○議長

質疑、ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案は、会議規則第39条の規定により、文教厚生委員会へ付託したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案は文教厚生委員会に付託することに決定いたしました。

続きますして

日程第8 議案第2号 平群町太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の制定について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長

議案第2号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口議員。

○7番

今、部長から説明あったんですけども、3点ほど、この前の全協で指摘した点について変更いただきました。これについては、町としてもしっかり検討していただいた結果だと思いますので、その点については評価をしたいというふうに思います。

そこで、ちょっと何点か質問しますけれども、まず一つは、間違いを指摘しておきます。

規則3条の抑制区域の第2項のほうでね、条例第5条ただし書の規定とこうなってるんですが、条例第7条の間違いですから、これは訂正してください。まずそこ、それ間違ってますね、確認だけ。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

山口議員の御質問でございます。

すみません、要綱のほうの訂正ということで、ちょっと確認をさせていただきまして、条例等の当たりといたしますか、条項の対応については確認させていただいて、誤りということでしたら、条例施行規則のほう、修正をさせていただきます。大変申し訳ございませんでした。

○議長

山口議員。

○ 7 番

何で間違ったのかよく分かんないですけど。

それからですね、前も、全協のときも言いましたけど、抑制区域と禁止抑制以外の区域、町内の地図で見るとちょっとですけども、この違いが全くないのよね。ないんですよ。それで、それでいながらですね、今の説明でですよ、「抑制区域においては、この条例の規定に基づく許可を受けることにより設置事業を行うことができる」と、こう書いてあるわけ。じゃあ抑制でも禁止区域でもないところは、この許可もなしに、要するに何の規制もなしにつくれるということになる、ここだけ見ればですよ、というような理解になっちゃうんですよ。でも、この前の全協のときはそうではないということでしたから、そうであるならば、禁止、抑制以外、要するに禁止でも抑制でもない地域と抑制区域との差別化を図らないと駄目でしょうとこの前も言ったと思うんです。そこは何も考えてない。ほんなら、何のための抑制区域か分かんないんですよ、これだけでいくと。だから、抑制するんだったらより厳しくしないと駄目なんですよ、本来。禁止はもうはっきりしてますからね、基本的にできないということですから、そこでは。だから、そこがね、この条例ではちょっと曖昧過ぎるんじゃないかというふうに思うんですが、その点どうでしょうか。

○ 議 長

住民福祉部長。

○ 住民福祉部長

山口議員の御質問でございます。

区域の設定ということで、過日の全協でもいろいろ御指摘なり御意見頂戴したところでございます。基本的に、平群町全体の中で、この禁止区域、抑制区域ということで色分けをしましたら、ほぼほぼ、議員御指摘のとおり、抑制区域に値するところがございます。一部、禁止区域にも抑制区域にも該当していないところがございます。ただ、その部分については、確かに条例上の読み下しの部分でございますが、当然この条例は平群町全域に対しての規制をかけるという条例でございますので、一定の規制、事業の許可区分について、いわゆる事業区域が1,000平方メートル以上、50キロワット以上の施設については抑制区域でも禁止区域でもない。禁止区域はできないんですけども、抑制区域でもできないところにおいてもこの条例の対象にはなるということでございます。

あと、その抑制区域の位置づけというか、規定がというところではございますが、抑制区域といいますのは、やっぱりこの事業を抑制をしていくという区域でございます。その中で、それぞれの区域の特性であったり、法的な規制と

いうのはございますので、そこは規則の中で明記をさせていただいた上でこの条例を遵守するとともに、それぞれ抑制区域に記載をしておる、今申し上げました諸法の規定等についても十分遵守するように、そこが一定の行為の規制につながるのではないかというふうな理解の下での抑制区域の設定であるということでございます。

以上でございます。

○議長

山口議員。

○7番

そんな抑制になるわけないやんか。つくるほうは金もうけですよ、事業ですよ。だから、抑制と言うんなら、その言葉に、その意味合いにふさわしい規制をかけるべきなんですよ。だから、違いを設けないと抑制とつけたって意味ないじゃないですか。いや、これ、抑制区域なかったって、結局一緒のことを町は判断するわけでしょう。だって、許可基準が一緒なんだもん。そりゃ、許可基準が違えば当然ね、抑制になるということになると思うんですよ。せっかく抑制区域というのをつけて、いろんな法律があるからそれに合わせてね、できるだけそこには設置してほしくないという意味合い。ただ、意味合いだけですと言ったって、そんなもん相手は関係ないじゃないですか、それは町のほうが勝手に思ってるだけで。いやだから、もちろんそこを規則で書いてもええですけど、もうちょっとこう、何ていうんですかね、差をつけるような形をね、私は取らないと意味がないと思うんですよ。それが1点。

ちょっとこれは委員会でも議論されるんでしょうけども、そこんところについては町のほうもですね、今みたいな答弁じゃ全然説得力ないです。住民が聞いたって何も分かんない、そんなもん。気持ちの問題と言ってるんだもん。気持ちで収まるんなら、そんなん条例なんか要らないじゃないですか。そういうことになる。これはちょっと言い過ぎやけど、そういうことです。

それはもう、今同じ答えになるんでいいですけど、あとそのパブリックコメントをせっかく取ってるのに、その人たちに返事全部してるんですか。今、返事してなかったって、こういうふうに条例に反映させていただきましたとか、これは個人に出すんじゃないで、例えばホームページで、こういう意見もらいましたけど、これはこういう理由で反映できませんとか、その細かい一つ一つじゃなくてもいいですけど、大まかな点でそういうふうに返してるのか。取りっ放しでしょう、これ今。その点どうするのか、ちょっと説明してください。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

山口議員の御質問にお答えをさせていただきます。

パブリックコメントのところでございます。これにつきましては、この条例、新規条例ということで、住民の方の関心も高いということで、パブリックコメントに付させていただきました。当然、過日の全員協議会でもパブリックコメントの内容については御報告をさせていただいたところでございます。その意見に対しましての町の考え方であるとか、回答になるかどうかはちょっと取り方によるかと思えますけれども、町の見解につきましては、パブリックコメントの質問状況に対しまして、全てお答えをさせていただいて、ホームページ等で公表する予定をしております。これ、近日中に公表できるように事務手続を進めておりますので、ちょっと遅れましたこと、この場をお借りしておわび申し上げます。申し訳ございません。

○議長

山口議員。

○7番

それなら、本当ならこの議会最終日には条例制定するかどうか。もちろん条例制定してから変更もできますから、どうしてもそうでなければならぬということじゃないですけども、もっとそれやったら早い時期にそういうふうに戻していかないと。前回出されたのはあくまで案ということで、町だけの案ということで出されたわけです。今回出されてるのは議案として出されてるわけですから、これが可決されればそのまま条例になるわけです。施行は7月であつたってね。だから、そういう意味合いでいけば、議会にかける前に、そういう町のパブリックコメントに対して、町の説明も議会に出していただくというのが、本来私は筋だと思うんですね。それは、今の話では近日中ということなんで、最終日には間に合うんですか。ただ、あさってには間に合わないですよ。委員会審議には間に合わないですよ。間に合うんですか。まずそれだけ答えてください。間に合うかどうか。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

山口議員の御質問にお答えをさせていただきます。

パブリックコメントの公表につきましては、ホームページ等の掲載を今週中にはやる予定でございます。内容等につきましては、ペーパーベースでございますが、内容は固まっておりますので、今度、金曜日、付託になるということで、総務建設委員会のおきにはお配りできるように準備できますので、大変

申し訳ございません。

○議長

山口議員。

○7番

せっかくパブリックコメントも取ってもらったわけですから、16人、27項目のコメントがあったということで、実際はもっといろいろ言いたいことがあるというような話も聞いてますけども。あとね、さっき言った抑制区域のことはちょっと本当にきちっと議論してもらうのと、そこんところがやっぱり私は一番大事だと思うので、ここ二、三日の新聞か何かで見ましたけど、今この種の太陽光発電についての条例というのは177自治体でできてる。これ、全自治体のちょうど1割になるんですよね。どんどんどんどん進んで、遠野市は2番目やったらしいですけど、ここんところずっと増え続けてるんです。

その中で、さっきちょっと住民説明会、住民同意についてちょっと説明がありましたけども、はっきりとね、住民の何割以上が賛成しないと同意とは言わないというふうな条例をつくってるところも出てきてるんです。それぐらい、だから要するに住民の中でもいろいろ意見が、少数であっても賛成の人もちろんならっしゃるわけですから、そういうふうになると、要するに、地域での住民の分断につながるということで、そういう条例ではっきり明記してね、そこは70%ということでしたけど、要するに、住民の中で、例えば一つの自治会が賛否を取ってですね、7割が賛成しないと、それは同意にはならないというふうなところもあるんで、それを今ここで求めているわけじゃないですけども、これはこれだけじゃなしに、今後のことも、当然条例は改正されたりしますから、よそでもどんどんどんどん改正して行って、より厳しくなってるところもたくさんあるんで、その辺のところは承知しておいていただきたいというふうに。あとは、委員会のほうでまた、私は委員でないんで、聞きたいことがあったらまた委員外から聞くかもわかりませんが。

それから、さっきの点については、ちょっと後でもええから、間違いのところ、間違ってるかどうか、ちゃんと答弁してください。

○議長

ほか、質疑ございませんか。井戸議員。

○4番

私がこの件について議員発議して、もうかれこれ4年ほど前なんですけども、やっと今回、こういう形で町のほうから出していただきました。本当にそのとき、4年前に比べても、私がつくったものに対しましても、物すごくいいもの、よく精査されて、厳しいものにもなっているのかなと感じております。そうい

う意味では本当に感謝といたしますか、本当にありがとうございます。ぜひともこれに基づいて、実際施行のほう、よろしくお願ひします。通ったらですけども。答弁は結構でございます。

○議長

ほか、質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案は、会議規則第39条の規定により、総務建設委員会へ付託したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案は総務建設委員会に付託することに決定いたしました。

続きますして

日程第9 議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長

議案第3号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

質疑ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第3号について採決を行います。
本案は原案のとおり可決したいと思います、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

午前11時10分まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時59分)

再 開 (午前11時10分)

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

大浦部長より発言を求められておりますので、発言を許可いたします。大浦部長。

○住民福祉部長

貴重なお時間を頂戴し、大変申し訳ございません。

先ほど御説明申し上げました太陽光発電施設の設置条例に関します施行規則でございますが、一部、条文に誤りがございましたので、訂正をさせていただきます。訂正させていただきましたものにつきましては、金曜日の総務建設委員会のときにお配りをさせていただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

○議長

日程第10 議案第4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長

議案第4号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口議員。

○7番

今ちょっと説明がありましたが、国会まだ通っていない、要するに、国家公務員のところは法律変わっていないわけですよ。12月にしなかったのも、さっき説明あったように、法律として通っていないから、各市町村、自治体もそれをやらなかった。県はやったみたいですけど。そのことがあってですね、奈良県内でもこの条例改正をやってない自治体が、近隣でも斑鳩はやらないと聞いてますし。しかし、平群町は文面をちょっと変えてですね、要するに、ここの説明の、まず改正概要のところの法律の一部が改正されることに伴いというふうに文面を変えたりですね、条例のほうにもただし書で、可決後施行するということなんですけど、それやったら斑鳩のように、初めから別にこの議会に出さなくても、国会の法律が通ってから出してもよかったんじゃないかというふうに思うんですが、そういう決断をされなかったのはどうしてでしょうか。

○議長

総務部長。

○総務部長

これにつきましては、昨年11月27日、また2月1日というふうに、国のほうでは閣議決定ということで、昨年的人事院勧告については了承というか、内容について、そのとおりでやっていくという閣議の報告がありました。それを受けて、昨年、11月27日に閣議決定あったんですけども、法案についてはまだ提出されていなかったということで本町のほうも改正はしなかったんですけど、今回、2月1日の閣議決定と同時に衆議院のほうに提出されて受理されているということで、今現在審議中という内容になっております。内容につきましても、情報提供ということで、県を通じまして法律改正の内容が来ました。その内容に準じて、各市町村、条例改正について準備を始めたというところでございます。次の6月の賞与で影響が出るということですので、基準日が6月1日ですので、それまでに改正したいということで、議員おっしゃったとおり、今回見送って、次の議会といえば、もうあと臨時議会、例年でしたら臨時議会というのが開催されるんですけど、その辺りということもあるんですけども、臨時議会ですので、定例議会といえば、今回、事前でいえば最後ということもあります。本文の内容につきましては、国と同様の内容での改正という

内容になっているということですね。こういうことも含めて、今回改正していきたいということで、近隣の自治体ともいろいろ少し話はした段階で、先ほど議員も述べられましたとおり、斑鳩町については出されていないということですが、出されてる市町村も近隣でございまして、確認したところでは、生駒市、三郷町、王寺町、河合町、この辺りは、本町と同じ内容で3月定例議会での審議をされるというふうなことも聞いております。

そんな中で、本町においても国と同様の内容ということですので、改正をさせていただきますという状況でございます。

○議 長

山口議員。

○7 番

国と同様の内容やからいいとかあかんとかという話じゃないでしょう。これまでの慣例で、要するに、人事院勧告を受けて、国が国家公務員の給料等の法律を変えたときにですね、それに準じて、要するに、団体交渉権はあるけれども、賃金についてはですね、民間企業のように、団体交渉のあれになってないわけでしょう、基本的に、公務員の場合は。だから、それに代わるものとして人勧があるわけですから、それを尊重するというでこれまでやってこられたわけです。じゃあそれを尊重するんであれば、斑鳩の判断のようにするのが、私は本来の筋だと思いますよ。

それとね、もう一つ嫌事言わしていただくと、斑鳩で情報が早く分かってるのに、平群町では情報をつかんでなかった。僕はここが問題やと思うんです。知っててそれをやってたんならいいんです、まだ。よその自治体の状況も見ながら、平群町としてはこうするという判断されるのを、それは悪いとは思わないです。悪いというか、絶対駄目だとは思わない。でもね、それもなしに、前日に差し替えてるんですよ、議案を。そこは私は反省があってしかるべきやと思いますよ。そういうふうなことだから財政が大変なってるって言われたって仕方ないんですよ。要するに、そういう情報をきちっとつかんでないということが問題じゃないですか。そのことの反省自体、今なかったですね。じゃあなぜ斑鳩はつかんでたんですか、早くから。斑鳩は、2月の中頃に既に、国会まだ通ってないから、出すかどうか分からないと議会に説明してるんですよ。一応こういう案文は作ってますけども、月内に通らなかつたら上程しませんということでやってるわけですよ。平群町は通ったことにして出してたわけじゃないですか。そこの反省はないんですか、町長。

○議 長

総務部長。

○総務部長

大変申し訳ございません。

国の情報につきましては、収集できなかったということにつきましては大変反省しておるところでございます。今後、きっちりと状況を見ていきたいと思うところでございます。申し訳ございません。

例年でしたらですね、令和2年の法律改正を見ますと、11月に閣議決定されて法律改正をされてます。前回の場合でしたら、2週間もたたないうちに改正になったということで、今回、国のほうもかなり異例な状況になっているのかなというのは想像しておりますが、いずれにしましても、議員おっしゃったとおり、その辺の情報収集につきましては少し足らなかったかなということがありますので、その辺は今後注意していきたいと思っております。申し訳ございませんでした。

○議長

山口議員。

○7番

大いに反省してください。

別にそのことを、もうこれ以上言いませんけども、ただいずれにしてもね、今みたいなコロナとか、一方でまた戦争、ロシアのウクライナ侵攻なんていうのも起こっている中でね、特に国内で言えば、コロナ禍の中で、本来なら11月30日までにそれぞれの自治体で全部改正すべきものがされずに、今度異例の事態になってるわけですよ。その異例の事態が、この2月1日に閣議決定した法案が出てはまだ審議もされてない、ほとんど審議されてない状況というのが続いているということはね、やっぱりコロナの影響が非常に大きいわけですから、そういうところは考えても、私は別に、臨時議会を開くのなんて1日開けばできるわけですから、そんな大変なことでもないと思っておりますのでね、それを理由にされるのは私はいかかなことかというふうに思いますので、今回こういう措置されたことに対して、もうこれ以上言いませんけれども、ちょっとその辺はね、今後本当に気をつけていただきたいということは再度申し上げます。

○議長

ほか。井戸議員。

○4番

私、ちょっと分からないところがあったんですけども、この議案の4から7で全て言えることなんですけども、人事院の考え方として、平均をいろいろ取ったりしてると思うんですけど、平群町の場合、もともと大幅なカット、町長

を含め、全ての管理職の方もカットしている状況で、人事院としては、カットしているところにまで平均を持ち込んでカットするという勧告なのということがちょっと不思議な点がございまして、慣例というのは分かるんですけども、論理的には「ん？」というちょっとね、満額もらってるところもあれば、大幅にカットしてるところもあるわけで、何か人事院は本当にカットしてるところまでカットせえと言うてるのか、ちょっとその辺、もし分かればで結構なんですけれども、お答え願えればと思います。

○議 長

総務部長。

○総務部長

人事院勧告と申し上げますのは、国家公務員の給与をベースに比較されてるということございまして、本町の場合、奈良県の場合でしたら人事委員会というのがございまして、奈良県独自で調査されておりますけども、市町村におきましてはほとんどがないという状況ですんで、そういう国の動向を参考にし、て改正していつているというのが現状でございます。ですんで、平群町、今職員の給与をカットしてるという状況もあるんですけども、それにつきましては、各自治体の財政事情、いろんな自治体の判断でやっていくというのは基本。そこを、その条例の内容を議会のほうで審議いただいて可決いただくという給与条例主義というのがございまして、条例で決まっていくというのが原則でございますんで、それにつきましては、本町の考え方ということで御理解をお願いします。

○議 長

ほか、質疑ございませんか。馬本議員。

○12番

ちょっと川西部長にお聞きします。

一番大切なことは、来年度予算において、町職員が不利益を被るか被らないか、これが僕は原点と思います、この条例の改正につきましてはね。来年度予算については、職員については、この人事院勧告を尊重されていない予算の計上されてますね、人件費についてはね。いつもどおりの人件費が予算計上されてます。

先ほどおっしゃったように、職員、1年で1,000万、これ2年遡るから、2,000万ぐらいの減になるんやけど、基本的に法律はまだ通っていないよ。今回、ただし書にそこへ入れられた。国会が可決された後に執行します、施行しますという文言を入れられた。また、ここの趣旨の要件においても、一定、ここに書いてあるのは、「る」に変えた。「改正されたことに伴い」じゃなしに、

「改正されることに伴い」、これは国家公務員の給与が改正されて初めてここへ準則みたいな形で法律上、下ってくるわけやけど、僕はね、改めて聞くけども、この条例においてね、気ついて、よくここまでされたなということについては、私は尊重したいよ。なぜならば、法律通っていないことやけど、施行しないよと、通ったら施行しますよと。まして、来年度予算は前年度の人件費を計上されている。よって、職員については一切支障がない、不利益を被らない、このままの状態においてね、今回可決された場合ですよ、というふうに私は認識するんやけど、その点どうですか。

○議 長

総務部長。

○総務部長

馬本議員から今ありましたとおり、予算につきましては、あしたまた、総括審議があるんですけども、人事院勧告前の予算で措置をさせていただいておりますので、このただし書で入れておりますので、国のほうで法律改正がなければ改正はないということになりますので、職員には不利益はないというふうに考えております。

○議 長

馬本議員。

○12番

よう気ついてくれたということと、それとね、各市町村、今回条例で、よその市町村のことは言いませんけども、このただし書を「ただし」というふうに平群町は入れた、よそはどう入れてはるか知りません。けどもね、私は町としてよう考えてくれはったなというふうに思いますので、今後の推移を見てますんで、よろしくお願ひしたいなと思います。

○議 長

質疑、ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。山口議員。

○7番

この条例改正については反対いたします。

それは、今議論した内容での反対ではありません。私は、地方公務員の給料

カットには基本的に反対です。特に、今みたいなコロナ禍の中です、特にマンパワーが大事な公務の仕事の中でこういうやり方をする人事院に対しても非常に不信に思いますし、国が法律を出したことに對しても非常に不信です。そういう意味で、職員の皆さんの士気をこれ以上落とさない、そのためにもですね、本来下げるべきではない、このように思います。そういう立場から、この条例一部改正案には反対いたします。

○議長

馬本議員。

○12番

私は人事院勧告を尊重します。よって、この条例改正案については賛成をいたします。

以上です。

○議長

討論、ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第4号について採決を行います。

本案について、原案どおり可決することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手多数であります。よって、議案第4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

続きますして

日程第11 議案第5号 特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長

議案第5号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

質疑ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

討論ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第5号について採決を行います。
本案は原案のとおり可決したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第5号 特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

続きますして

日程第12 議案第6号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長

議案第6号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第6号について採決を行います。
本案は原案のとおり可決したいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第6号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

続きまして

日程第13 議案第7号 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長

議案第7号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第7号について採決を行います。

本案は原案のとおり可決したいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第7号 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

続きます。

日程第14 議案第8号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長

議案第8号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口議員。

○7番

この問題については、以前もちょっと言いましたけれども、この減額の負担割合については、国が2分の1、県と町が4分の1と。ただ、その4分の1についても交付税算入があるという説明でしたが、それで間違いはないですか。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

山口議員の御質問でございます。

今おっしゃっていただきましたように、この軽減分に係る負担につきましては、補助といたしまして、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1の負担割合で、町の4分の1の負担につきましても、交付税の算定に加わるということでございますので、今おっしゃっていただいた内容で間違いはないということでございます。

○議長

山口議員。

○7番

普通交付税の算定に加えるということですね。それでいいですね。普

通交付税でいいですね。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

普通交付税の算入対象でございます。

○議長

山口議員。

○7番

前も言いましたけどね、国もやっとなですね、本来、健康保険については、協会けんぽについても大企業の組合健保についてもですね、所得だけに応じて保険料が決まると。ただ、国保については人头割があるということで、生まれた子どもにも負担があるということでね、それをちょっとでも緩和するというところで、今回国のほうも法改正をされて、就学前までのことではありますけども、5割減免するという事なんですよね。

もしね、できるんなら平群町も、あしたの予算総括や、また来週の予算委員会なんかでも議論になると思いますが、人口減少、町税収入の減少、そういう中でどうしていくんかというのが町長も頭を悩まして、喫緊の課題だというふうに思っておられると思うんですがね、そんな中でやっぱり、国保、今人数聞いたら43世帯54人ですから、そういう小さい子どもをもって、国保加入者というのは確かに少ない。多くの方が労働者として協会けんぽや組合健保に入っておられる方のほうが圧倒的に多いと思うんですけどもね、それでもその少ない中でもですね、国保の負担というのは本当に、平群町は特に大変な状況になってますんで、せめて小学校6年生ぐらいまでを町独自に半額減免するとか、そういう措置を、例えばこのコロナ禍で、コロナの交付金 coming 中でそういうことを活用するとかね、そういうことも、今回のこの国の制度、いいように変わったのを機会にですね、町としても独自にそういうことを、一定考えていく必要があるんじゃないかと私は思うんですが、これに引っかけた話になりますが、その点どのように考えておられますか。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

山口議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今、御質問の中でございました軽減額の負担でございます。確かに、財政上の話で申し上げましたら、今回の未就学児の影響額といたしましても、12月の末の試算なんですけども、75万ぐらいの金額になろうかと思っております。

そういうことでしたら、町の負担というのは20万弱程度の負担でございます。これを拡張というか、小学生にいたしましても、負担としましては100万程度の増加かなというふうな試算はしておるところでございます。ただ、制度として、おっしゃっていただいている御提案の内容について、我々も十分理解をしておるところでございます。ただ、今、国保の問題につきましては、県単一化ということで、令和6年度からの単一化の流れの中で、一定制度自身が固まりつつあるところがございますので、その部分について、町独自の施策で保険料の軽減につながるような措置については、ちょっと少し慎重に考えさせていただきたいというのが正直なところでございます。

以上です。

○議 長

山口議員。

○7 番

おっしゃるとおりなんです。だからこそ、新年度とその後の令和5年度の2年だけですよね。ただ、前から言ってますけど、6年度から本当に県がね、全部県の責任で金額決めて、県内の39市町村全てが同じ税率でいくということになるのかどうかはまだ微妙ですよ。ただ、それがたとえなったとしても、それまでの間は平群町の独自で決められるわけですから、あと2年間だけでもね、ちょっと子どもたち、そういう大変な暮らしになってる、大変な支払いになってるところにというふうに思うんです。これは所得に関係なく、要するに子ども分についてはもう均等割だけですからね、はっきり人数に応じて、全員に同じように子どもたちに対して軽減できるわけですから、非常にやり方としてはいいと思うし、平群町、よそがやってないときにやってこそね、やっぱり効果も大きいと思うんです。定住促進とか、これからいろいろ考えていかれるのであれば、そういうことも一つの売りになるということは言っておきますので、ぜひ検討していただくことはお願いしておきます。

○議 長

質疑、ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

討論ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第8号について採決を行います。

本案は原案のとおり可決したいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第8号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

午後1時30分まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午前11時54分)

再 開 (午後 1時30分)

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

日程第15 議案第9号 平群町総合文化センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長

議案第9号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口議員。

○7番

これは、どういう経緯でというのはあれですけど、生駒市から申入れがあったことなのかどうか。

それと、年間どれぐらいの人数の方が利用されるというふうに見込んでるのか。

○議長

教育部長。

○教育部長

今回の条例改正の経緯について、ちょっと時系列に申し上げたいと思います。

まず、これは今回の文化センターの相互利用の件につきましては、ウォーターパークの廃止に伴うものなんですけども、令和3年の2月の全員協議会において、平群町の緊急財政健全化計画の素案の中です、ウォーターパークの廃止ということで議会に説明させていただきました。その後です、その全員協議会を受けて、令和3年の2月9日ですけども、毎日新聞のほうに、平群町のウォーターパーク廃止へ、老朽化も補修費確保困難と、そういう記事がございましたので、生駒市のほうから、その内容確認、事実確認についての問合せがございました。その後、3月5日の全員協議会において、今度は財政健全化計画案ということで、同様の説明をさせていただいたところがございます。

その間です、生駒市のスポーツ担当の者とうちの事務担当の者が何度か電話でもやり取りさせていただいておったんですけども、町の方針としてです、令和3年の12月議会にウォーターパークの廃止に伴う体育施設の条例改正をするということで決定をさせていただきました。このウォーターパークについては、平成22年の6月にです、生駒市の井出山屋内温水プールと平群町の総合スポーツセンターウォーターパークを相互利用すると、そういうような協定書を結んでおまして、それ以後、11年間にわたりまして、生駒市民の方に平群町のウォーターパークを利用させていただきました。

そのような経過もございましたので、生駒市のほうに、令和3年の11月にこちらのほうが、私も含めてお邪魔させていただいて、平群町のウォーターパーク廃止に関する考え方について、報告というか、説明をさせていただきました。そのときにです、生駒市の生涯学習部のスポーツ振興課と話をしましたけれども、ウォーターパーク廃止ということなんですけども、廃止ということについては了解はしていただいているんですけども、総合文化センターを相互利用できないかと、そういうお話がございまして、うちの平群町のほうとしても相互利用を進めていくと、そういうようなことで、今回の提案に至ったわけがございます。

それと、あと利用人数の件ですけども、今現在、総合文化センターの利用実績、令和3年度で言えばまだ年度途中で、1月末の人数なんですけども、令和3年度では3万1,591人の利用がございまして、参考にです、令和2年度では2万7,167人ということで、コロナ禍ではありますけども、利用が増えておると。町外利用の方についてもです、令和2年度と令和3年度を比べ

ればですね、約800人程度増えておりまして、駅前の立地ということもございまして、町外利用の方も増えているということでございます。生駒市と相互利用を始めていきますけども、生駒市の方にさらに使っていただくことによって、総合文化センター全体の利用率もさらに向上するものではないかと、そのように考えております。

○議長

ほか、質疑ございませんか。森田議員。

○8番

今、巳波部長から利用実績が3万何千人というお話だったんですけど、人数じゃなくて、部屋の回転率というんですか、利用率はどのようになっているんでしょうか。

○議長

教育部長。

○教育部長

令和3年度の各部屋の使用状況を申しますと、全体では39.35%ということになっております。一番利用率がいいのは、2階の研修室1と研修室2というところでございます。それが一番多くてですね、くまがしホールが4番目に高い利用率と、そのようになっています。

○議長

質疑、ほか。馬本議員。

○12番

今、説明、部長のほうからしていただいたように、平成22年から井出山の温水プール、それから生駒市の連携の協定を持って、ずっと相互の施設の利用ということで、生駒市さんのほうもいろいろ御協力いただきまして、今までやってきたわけでございますが、今回この案について、総合文化センターの使用料の件についてじゃなしに、ちょっとお聞きしたいんですけど、今現在、1日云々のエントリーがあるのが、今年の令和4年の4月1日から、そのエントリー方法は、もしも変わるんやったら、こういうふうになると答えていただけますか。

○議長

教育部長。

○教育部長

文化センターのエントリー方法ということで、主に一般の方の予約の件かなと思います。それで、相互利用を始めることによってですね、当然平群町民が不利益になるようなことがあってはいけませんので、町民の方の予約申込みに

つきましては月初めになると、そのことは変わりございません。生駒市の方については、平群町の一般の方が申込みをされたその翌日から予約をしていただくと、そのような扱いで今考えておるところでございます。

○議長

馬本議員。

○12番

極端に言うたら、今現在は、1日に午前中は町内の方の申込みを受け、午後は町外の方のエントリーをしてはりましたと。しかし、4月1日をもって、1日は午前も午後も町内の1日、申込みをすると。2日目から、町外の方の利用のエントリーをするという理解でよろしいんですか。

○議長

教育部長。

○教育部長

利用の仕方については、今議員がおっしゃっていただいたとおりなんですけども、この相互利用することによって、あくまでも平群町の住民に不利益が生じないように、そのような方向で進めていきたいと思っております。

○議長

質疑、ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第9号について採決を行います。
本案は原案のとおり可決したいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第9号 平群町総合文化センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

続きますして

日程第16 議案第10号 西和地域病児保育室設置条例の一部を改正する
条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長

議案第10号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

質疑ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第10号について採決を行います。

本案は原案のとおり可決したいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第10号 西和地域病児保育室設置条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

続きますして

日程第17 議案第11号 平群町消防団員等公務災害補償条例の一部を改
正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長

議案第11号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口議員。

○7番

直接この条例とはあれですけれども、消防団員の処遇の問題で国から通知が来てると思うんですけれどもね、消防団員の報酬引上げ、そのために交付税を見直すと、国のほうがね、来てるんですが、これについて平群町は何の措置も取らなくて、今のままでいけるということによろしいですか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

消防団員の処遇改善の点についてでございます。

現時点で、平群町といたしましては、改善の措置は行わないという予定をしておりますので、よろしく願いいたします。

○議長

山口議員。

○7番

国からね、1月18日付で地域防災力の中核となる消防団の充実強化についてという通知が来てですね、これは要するに、市町村の消防団員の報酬を引き上げるための条例改正を求めているわけですね、国が。求めているわけです。平群町はしなくていいということは、国が求めている標準年額に達しているということによろしいですか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

国の基準には達してはならないんですけれども、今のところ、その改正をする予定はないということでございます。

○議長

山口議員。

○7番

町長に聞きます。

平群町は、以前から問題になってるように、定数に達していないということですよ。そういうこともありますし、当然消防団員の募集はずっとされてい

ると思います。今、こういう御時世ですから、当然消防団員の方々の仕事も大変ですけれども、できるだけ地元、多くの方にやっていただく、若い人たちに入っていただきたいという希望もあると思うんです。国からわざわざですね、財政措置もやるので、各自治体で報酬引上げをしてほしいという通知まで出してるわけですよね。それを今、本当ならこの3月議会を出してもらっていい。期間は短いですから、できるだけ早い時期にそういう措置を取る必要があると思うんですけれども、そのことについては、今すぐ答えられないでしょうけども、検討されますか、どうですか。今、松本課長ではちょっと答えられないでしょう。取りあえず、そういう通知が来てるんで、庁内で検討していただく必要があると思うんですが、その点についてはどうですか。これは部長でも答弁結構ですけど。

○議 長

総務部長。

○総務部長

処遇改善ということでございまして、ほかにもいろいろ処遇改善の、今回国から出てる分があるんですけども、消防団員についてもですね、今、課長答弁したとおり、出してないという状況ですが、もう一度その通知文書の内容ですね、ちょっと吟味しながら精査していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議 長

山口議員。

○7 番

検討していただいたらいいんですけど、やっぱりこれだけね、今全国的に消防団員が不足してるから、国のほうもですね、こういう通知出してきてるといふふう思うんですよ。だから、その金額までいけるかどうかは別にして、交付税で算入されるわけですから、その分ぐらいはですね、町の直接の一財が要らんわけですからね、何とかその辺、きちっとチェックしていただいて、早い時期に改正できてですね、消防団員の方々にもちよっとは報われるようになると思いますので、ぜひよろしく願いします。

○議 長

質疑、ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第11号について採決を行います。
本案は原案のとおり可決したいと思います、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第11号 平群町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

続きまして

日程第18 議案第12号 令和3年度平群町一般会計補正予算(第10号)
について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長

議案第12号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。森田議員。

○8番

10ページ目の一般管理費ですね、職員が6名お辞めになったということなんですけども、具体的に退職理由は分かりますでしょうか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

退職される方の退職理由でございます。

まず、勸奨退職される方、3名でございます。自己都合による退職者が1名、あと会計年度任用職員で2名ということでの内訳でございます。

以上です。

○議長

森田議員。

○ 8 番

お辞めになる方はいろいろ事情があるにしてもですね、経験を積んだ方がお辞めになるとですね、町としてもマイナスになる部分が多いと思いますので、その辺、魅力のある職場づくりに努めていただきたいということはずまずお願いしておきます。

それとですね、ふるさと納税のことですけれども、8ページの400万増えて400万積み立てるということですけれども、この増えた理由は、何かおつかみになっておられるんですか。要因、何か増える理由があると思うんですよね。

それとですね、その下の企画費のところ150万、これは返礼品のことだと思うんですけれども、以前、総務省がふるさと納税については、寄附金の3分の1という通達が出てたと思うんですけれども、それは商品だけが3分の1だったのか。そうするとですね、130万だと200万が事務費になるかと思うんですけれども、この業務はどこに委託されてるんでしょうか。

○ 議 長

政策推進課長。

○ 政策推進課長

それでは、御質問のほうにお答えさせていただきたいと思います。

まず、ふるさと納税の増えた理由ということなんですけれども、やはり、今現在コロナ禍ということと、ふるさと納税ブームということで、単籠もり需要であったということで、全国的にふるさと納税が増えているということが聞いております。そういった中で、うちの、今現在、令和4年1月末現在では、1,102件、1,924万6,000円の寄附金がありまして、主にはやはり古都華、苺の部分が多いと。そしてまた、酵素玄米が410件でということで、やはり今現在、古都華のブームというか苺の関係で、その部分が全体の寄附金で大分多く伸びているということで、それが一因かなというふうには考えております。

そして、ふるさと納税の150万の返礼品につきましては、地域の中でよく問題になってますけど、3割というのは決められておりますので、そういった中で、寄附金の3割以内の返礼品をお返し下さいという制度でございまして、それに伴った形で実施しております。

そして、事業業務委託料の委託先につきましては、例えば道の駅とか、そしてまた、各販売でラインナップされております業者さんに委託業務でさせていただきまして、そちらのほうで送付とか、そういった分の手続を行っていただいているということでございます。

以上でございます。

○議 長

森田議員。

○ 8 番

そうするとですね、今、ふるさと納税についてはですね、きっちりどこかに一元化してるということはないということですね、今のお話であれば。それは分かりました。

それとですね、14ページの都市計画総務費のところの計画策定委託料で430万ということで、これは私、12月議会で一般質問しました大規模盛土の調査だと思うんですよね。これ、もう少し詳しく御説明いただけませんか。我々、私も新興団地に住んでるんですけども、山を崩して大規模の切土、盛土をしないと宅地はできないわけですけども、物すごく盛土してるとこもあるということの調査だというふうに思うんですけど、その辺もう少し詳しく、どのようにやるのか、団地からしてもですね、たくさんもっとやっていただきたいように思うんですけども、その辺のことも含めて御答弁ください。

○議 長

経済建設課長。

○経済建設課長

それでは、今回補正しました計画策定委託料のもう少し詳しい内容ということですよ。

今回の補正内容につきましては、大規模盛土造成地に関わる計画策定業務ということで、1次スクリーニングで県下一斉に大規模盛土のマップというのを公表されております。その公表されたマップに基づいて、2次スクリーニングで実施する地盤調査の地点、方法の選定する計画を策定するというので、いわゆるどの地点をどういう順番で実施していくかというような計画を策定するというような業務で、今回これ、奈良県が一括発注していただきますので、そちらのほうへ委託というか、県に受託していただくということで計上しているところです。

○議 長

森田議員。

○ 8 番

もう少しですね、今、県が委託するという事なんですけども、大規模盛土というところで、そういうところがですね、例えば20メートル盛土してるところを大々的にするのかですね、その辺のことは情報として入ってるんでしょうか。30メートル盛土してるところがこのスクリーニングに入ってるのかです

ね、その辺がもう少し分かれば。

○議 長

経済建設課長。

○経済建設課長

すみません、今現在、どういった地点を優先、どういった水準で調査していくかということについては、情報としては頂いてないんですけども、だから、現時点では、この平群町内でどの地点をどういうふうな形でというようなことはお答えできない状況にあります。申し訳ありませんが。

○議 長

森田議員。

○8 番

今、大切なことですね。これ、問題があるとすれば、当然地価が当然下がるわけですね。危険だということになればですね。県はですね、宅造するときには申請図面を持ってると思うんですよね。申請図面は必ずですね。だから、その辺のことも、逆に言えば情報としてまた流していただけないでしょうか。県が今調査をするところは、県が持っている資料で30メートル盛土したところなのか、調査するところが10メートルのところなのか、50メートルのところなのか。当然平群町、森だったところを私らが住んでる宅地になっているわけですから、当然切土もあれば、盛土してるところがありますので、もう少し、機会があれば情報を流していただきたい。お願いしておきます。

○議 長

答弁よろしいですか。

○8 番

結構です。

○議 長

ほか、質疑ございませんか。植田議員。

○6 番

7ページの斎場使用料のところ、1,500万の増額ということなんですが、それだけ需要が増えたかって、あんまり喜ばしいことではないかなと思うんですけど、この状況ですね、町内、町外あるいは生駒市も含めてどういう状況で1,500万の増額補正という状況になったのか、現状を教えてくださいませんか。

○議 長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

植田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

斎場使用料でございますが、今回1,500万の増額補正ということで計上させていただきました。ざっくりした話になって恐縮なんですけども、増加の要因という部分ではやはり、町外からの火葬が相当数増えたというところがございます。特に、きちっとした分析というところではございますが、奈良市の火葬の件数が増えたというふうなことはよくお聞きするところでございますが、ただ、全般の話といたしまして、やはり町外からの火葬が相当数増えておるといのが増額の理由でございます。

○議 長

植田議員。

○6 番

奈良市もちらっと聞いたことはあるんですけども、今後やっぱりこの状況はしばらく続くという状況なのか、そこら辺はどのように見ておられますか。

○議 長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

植田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

状況的な部分でございますが、各自治体のほうでも火葬につきましては、自前でやられてるところが多いということで、ひょっとしたら一過的に増えているものなのかなというふうな思いもありますが、ただ平群町の場合、人体火葬炉の数とかというのもございますので、受入体制といたしましては受け入れることができるというふうなところも、状況として片一方でございますので、今後はこういう傾向が続くのかなというふうな思いは持っておりますが、ただ、現場の対応といたしましては、町内で亡くなられた方の火葬等について、遺漏がないような形での対応をやってまいりたいというふうに考えております。

○議 長

質疑、ほかございませんか。山口議員。

○7 番

ちょっと今の件で。主に奈良市だというふうに思うんですけどね、奈良市は今、いろいろ火葬場を造るのに、場所の問題でなかなかうまくいってない。これはそれでええんですけど、今回、基金に積み立てるというこの手法は私はいいと思うんです。ある意味、予定外に収入が増えてるわけですから、それを基金に積んで、当然炉の修理は毎年ほどやられてますし、そういうことで積立てするのは非常にいい。それは、今回からこれをやることになったという経緯としてはどういうことでしょうかね。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

質問にお答えさせていただきます。

まず今回、先ほど、住民福祉部長のほうから御説明があったとおり、斎場使用料というのが増加したという傾向があります。そういった中で、令和4年度以降に斎場の炉の改修工事というのが、やはり大きな支出が見込まれている中で、公共施設の整備基金に積み立てて、そして翌年度から、そういった維持補修工事等に充てていくという財政的な部分、そして今まででしたら、そういう修繕工事というのは起債発行とかで対応してきたんですが、やはり緊急財政健全化計画の中で、1億5,000万以内という形のそういった目標もありますので、そういった中で、そういった増額した分を基金に積み立てて、翌年度の大きな支出に対して充てていくということで考えております。

以上でございます。

○議 長

山口議員。

○7 番

当然、来年度も相当増えるということで、今ちょっと覚えてないからあれやけど、当初予算では当然増額して、歳入のほうで増やして計上してると思うんですけどね、その一部は公共施設整備基金に積み立てるという内容になってるんでしょうね、当然。そうなるんですか。

ずっとそういう手法を取るという、要するに、これまでの例年、町内と、あと町外はこれまで生駒市が連携してるから、結構あると思うんですけども、それ以上、奈良市、昨年度と今年度は多くなってると思うんですけどね、その部分だけを基金に積み立てるのかどうかね、その辺がちょっと、方針としてそうしてるのかどうか知りたいから聞いたわけよ。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

先ほどの御質問にお答えさせていただきます。

基金のほうにつきましては、まず来年度、どのような形で伸びていくかという部分はありますので、一定どの額を基金に積み立てるというのは当初予算の中では積立金としては上げておらず、逆に来年度、令和4年度につきましては、この部分を基金を繰入れするというか、取り崩すという形でこの事業に充てているというような状況でございます。

以上でございます。

○議 長

山口議員。

○7 番

聞いてる意味分からへんかな。後から言ったように、要するに、町としては余分に入ってきた金と見て、余分にとって変な言い方やけど、要するに、予定外に多い金額を積み立てて、だって、今回補正でやから積み立ててるんやけど、でも当初から来年度はたくさん見てるわけでしょう。そうじゃないの。通常しか見てなくて、途中でその奈良市の分とかが増えそうやったらまたこういうふうにするつもりにしてんのか、一定方針あるでしょう。今回突然こういうふうにしてきたんだから。

これまでやったら、普通に一財に積むだけの話で、余ればそのまま財政調整基金に積み込むだけでしょう。これまでだったらですよ。それをわざわざこういうふうに積み立てたということに聞いている。こういう方針でいくのかどうかと聞いているわけやんか。財政当局として、当然方針を持ってるわけでしょう。それを聞いているのにやね、今の、もうちょっとははっきりしゃべってくれる。山崎君、悪いけど、聞こえにくいねん、俺最近耳が悪いからさ。ゆっくりしゃべってくれるか。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

すみません、声のほう、はっきりお答えさせていただきたいと思います。

今後、額のほうはちょっと確定はできてませんが、ある一定増えてる部分につきましては、公共施設の整備基金には積み立てて、そういった今後の維持管理のほうに充てていきたいというような方向では取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議 長

山口議員。

○7 番

この件はええです。

○議 長

質疑の途中ですが、申し訳ないです、2時35分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 2時27分)

再 開 (午後 2時35分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

山口議員。

○7 番

今年度予算についてちょっと聞きますけども、今回の補正、金額は大きいですけれども、主なものとしては、県の借換債2億3,040万円、それから交付税が1億4,107万3,000円追加されたということ、あとこの交付税のうち、9,122万6,000円については、前倒しで借金を返すというようなことになってますが、それで歳入の超過分3,555万9,000円を財政調整基金に積み立てるというような内容ですけれども、ほぼ、もう今3月ですから、今年度収支、大体見通しは立ってきてるというふうに思うんですが、その見通しについて説明していただけますか。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、御質問にお答えしたいと思います。

まず、今回の今現在の決算見込みということでございますが、まだちょっと不確定要素が多い中で、財政課としても、その収支については日々見ているところでございますけれども、一定条件として、例年どおり、大体不用額が2億生じた中で想定していきますと、実質収支、そして実質単年度収支は黒字の見込みというふうには考えております。

以上でございます。

○議 長

山口議員。

○7 番

いや、だから、実質単年度収支は大体どれぐらいになりますかと。黒字になるのは分かりますけども。ただね、12月議会で2億円近い金を前倒しで借金返済に充てましたよね。これについては、当然、財政的には実質単年収支の黒字分には入るけれども、ただ剰余金という考え方でいくと、町の要するに年度末で残った金の計算でいくと2億はなくなってるわけですよ。だから、そういうこととか、今度も、1億4,000万、国から交付税増えたけれども、9,

000万以上の金を借金、前倒しの返済に充ててるわけですから、当然これについても、実質単年度収支には上がってくるけれども、剰余金としては上がってこないから、だから剰余金として大体どれぐらい残るのか、一般会計ベースでええですけども、それを聞いているんですよ。去年、何ぼ黒字やった、今年も黒字になると言ってるわけだから、当然去年よりは増えるわけですから、それがどれぐらいになるのか、今の段階でどう見ているのかね。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

御質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、今の時期で算定してる中で、数字を出すのはなかなか、今現在難しいところなんですけれども、今の状況を踏まえてということであれば、実質収支につきましては、大体1億ちょいか1億五、六千万ぐらいにはなるのではないかとこのふうな見込みでございますけれども、まだ大きな収入、特別交付税とか地方消費税がまだ確定してない段階なんで、この数字は大きく変動があるかなということをお了承いただければと思います。

以上でございます。

○議長

山口議員。

○7番

特交がどうなるか分かりませんから、それは確かに。消費税もまだ決まってないわけか。

県から2億、この前、12月議会では1億5,500万程度というような答弁、要するに借換債、県から貸してもらえるのがね、それが2億超えましたから、相当町にとっては助かったというふうには思うんですが、これはただ、無利子ですけども、金返していかなあきませんからね、返済計画はどうなってますか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、御質問にお答えさせていただきます。

まず、以前の1億5,500万という部分につきましては、まず当初は、県の財政支援につきましては、公的資金の高利率1.5%以上というような形の起債の財政支援しますよということやったんですが、その後、ちょっと支援のほうを拡大していただきまして、公的資金以外でも対象にするということで、

約 7, 500 万程度が上乗せで追加されたということで、2 億 3, 040 万と
いうような形にはなっております。

この 2 億 3, 040 万につきましては、奈良県の振興資金に貸していただ
けるわけですが、そちらのほうにつきましては、償還期間が 15 年とい
うこととなりますので、そして無利子ということでもありますので、大
まかですが、2 億 3, 040 万を 15 年間で割ったら、大体毎年 1, 536
万で返済していくのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長

山口議員。

○7 番

利子ないから、据置きなしで元金だけの返済になりますから、15 年
間で返していくと。この分は逆に増えるわけですが、

それで、その点について、今年度末のね、さっき言ったように借換
えはあります。借換えは直接関係ないですが、前倒しで、借金 3 億
近く返してまますから、当然、通常に返す分も含めて、今年度借り入
れたのと、今年度、公債費で通常で出ていくのも含めてですね、そ
れにプラス 3 億円近く返してるんで、地方債残高は幾らぐらいに
なりますか。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

御質問にお答えさせていただきます。

今、このような形で今回上げさせていただいております繰上償還 9, 000
万の部分を含めた形で令和 3 年度末の繰上償還した場合の後の起債
残高は 136 億円程度になるというふうに見込んでおります。

以上でございます。

○議 長

山口議員。

○7 番

いつとき、一番多いときで 150 億超えてましたから、大分減って
るということでもあります。それでですね、あと、前倒し償還するこ
とで、それと、今回の借換えによる金利分がその分なくなることで、
県のほうに返す分は出てきますけれども、全体として、来年度以降
の公債費は当然減ってくるわけですね。それは大体どれくらい減っ
ていくのか、その点の見通しはどうか。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、御質問にお答えさせていただきます。

令和3年度中に繰上償還させていただきまして、そして第三セクターの延伸とか、そして今回の奈良県の支援等含めまして、大体、公債費の償還につきましては、1億2,200万程度の縮減効果があったと。

そういったことを踏まえまして、今後の公債費の償還につきましては、大体令和4年度から令和5年度までは9億2,000万程度で償還していくと。ただ、やはり令和6年、7年、8年度につきましては、ある一定、文化センター等の償還等も出てきますので、9億4,000万から9億5,000万程度で推移していくというふうに予定しております。

以上です。

○議長

山口議員。

○7番

この間の健全化計画等で町のほうから出されてたシミュレーションで言うと、大体、今年度もそうですけれども、11億を超えてくると。ほんで、一番高いところで11億七、八千万まで上がるというのが、そこまでになると、それが9億2,000万に減る。そこまで効果があるというというのは、ちょっともうひとつ分かりにくいんですが、また資料、僕は個人的にもraitたいと思えますけど、そこまで効果あるというのは相当大きいと思うんですね。前から言ってますように、平群町の財政規模で言うと、公債費は10億を切れば、通常の運営をしていけばあんまり赤字にならない、予算もまあまあぎりぎり組めるというところですから、9億2,000万というたら相当の楽な状況になるわけですけれども、来年度の予算書、ちょっとまだ今も見えてないけど、そういう状況になるんだったら非常に助かるというふうに思います。それはそれでいいです。

それから、その交付税ね、1億4,000万、これだけ6月に1回決まって、その後1回追加ありましたよね。また追加ですよ、これ。そこまで追加して増やすというのは何かあるんですかね。当然、今のコロナ禍の中で、国の補正予算の中で出てきてるものですから、平群町だけじゃなくて全国に行ってるわけですけれども、その点は、どういう要因による追加なのか、町のほうで聞いている話で説明していただけますか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、御質問にお答えさせていただきます。

普通交付税の増額要因でございますが、今回の普通交付税の増額につきましては、国の令和2年度の国税収入、そして令和3年度の国税収入の増額補正によりまして、令和3年度の交付税が増額されたということでございます。そして、その中で、今年度に限って、地方経済の活性化に資する臨時経済対策費、そしてまた、将来の公債費の軽減を図るための臨時財政対策債償還基金費ということで、これも今年度限りなんですけど、そちらのほうが増額されたことが大きな要因かなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長

山口議員。

○7番

今、臨時債を減らすと言ったかな、臨時債の償還、一応借金ですからね、交付税の一部とは言いながら借金ですから、それを返す。新年度予算で1億しか組んでないから、国の交付税の中に、これまで長きにわたって臨時財政対策債を入れてたのを減らしていく方向かなというふうには思うんですが、1億4,000万の中に、その名目のやつはいろいろ入ってるわけですね。その内訳がちょっと分かれば説明していただけますか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

御質問にお答えさせていただきます。

普通交付税の内訳といいますか、臨時経済対策費分として6,000万円分を頂いております。そして、臨時財政対策債償還基金ということで、約7,800万を見込んでいただいておりますが、こちらにつきましては、令和3年度に臨時財政対策債発行を2億8,409万9,000円を予定しておるんですけども、その発行可能額の27.4%を基準財政需要額に算入するというところで、今年度につきましては、この部分の、7,800万の部分についての元利償還の交付税算入等はされないというふうなことでございます。

以上でございます。

○議長

山口議員。

○7番

国も臨時財政対策債、たまりにたまって、その借金返しがずっと、自治体に

よっては大変な状況になってるのを、ここらで何とかしていこうということだというふうに思うんですけども、分かりました。

それとね、今度の補正予算の、要するに人件費の調整をずっと見ていくと、ほとんど全部下がってますよね。当然、さっき退職者等ということでしたけど、これは当然中途での退職者とか育休とかですね、そういうことによるものだと思うんですが、金額が結構大きいんですよ。計算すると1,330万になるんですけども、その分、当然、臨時の会計年度任用職員の方とかを採用して、その場合、当然差額は出てくると思うんですけど、それにしても相当金額大きいんですよ。これでちゃんと行政としては回ってるんですか。変な聞き方ですけど、その点どうですかね。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

人件費の調整部分でございます。

今議員おっしゃられましたように、年度途中の退職者分であったり、また育児休業を年度途中で取得した分についての減額ということですが、今のところ、議員おっしゃいましたように、うまく業務のほうは滞りなく動いているということでの認識を持っております。

○議 長

山口議員。

○7 番

分かりました。さっきちょっと説明、質問もあった塵芥処理費の財源変更ね、ちょっとこれ、もうちょっと詳しく教えてほしいんですけども、760万円を一般財源から起債に財源変更ということなんですけれども、要するに、さっきの説明では、県から無利子の貸付けの対象事業になってるということなんですけどね、もともと当初予算では、これで見ると3,040万の予算組んで、それ全部がその分かどうかちょっと分かんないですが、その辺も含めて説明。

ほんで、もともと75%の充当率という話ですから、当然、全予算のうちの75%が起債での充当率だというふうに思うんですけどね。ということであればですよ、残り25%が一財で760万でしょう。760万の25%とすれば、100%が3,040万になるんですけども、そうか、そんでええのか。それで合うてんねんな、増えてへんからな。ということは、これは3,040万の事業が、結局最終的には県が全て無利子の貸付けを認めてくれたということであらうという変更になったわけですよ。これは、もうちょっと詳しく、具体的に何の事業ですか。

○議 長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

山口議員の御質問にお答えをさせていただきます。

財源の措置につきましては財政課のほうから御説明申し上げましたとおりでございますが、事業の内容ということで、中身につきましては清掃センターの整備費用でございます。この間という部分なんですけども、この間、清掃センターの焼却炉につきましては、毎年同程度の金額、定量的な補修費ということで、工事請負費を計上させていただいております。併せて、それプラス、工事に伴います測量試験費ということで設計代ということで、その分が起債の充当対象の費用ということでございます。

今回、75%の充当から100%の充当替えがされたということで、起債のほうは増額になっておりますが、中身といたしましては、清掃センターの焼却炉の整備費用ということでございます。

○議 長

質疑、ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第12号について採決を行います。

本案は原案のとおり可決したいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第12号 令和3年度平群町一般会計補正予算（第10号）については原案のとおり可決されました。

続きますして

日程第 19 議案第 13 号 令和 3 年度平群町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長

議案第 13 号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口議員。

○7 番

昨年度、医療費が、コロナの関係で相当減った。しかし、今年度、あんまり状況は変わってないんだけど、医療費が大幅に増えて、これ 1 億 1,500 万増額するということで、7. 何%ですよ、当初予算に比べてね。そこまで増えてる。これはもう全国的傾向なのかどうか。奈良県全体でもそうだと思うんですが、コロナが別に収束したわけでもなく、途中ちょっと間空いた時期はありましたけども、そこまで医療費増えるんかなというふうに、ちょっと疑問に思うんですが、これはどのように、もちろん県のほうでも分析されてると思うんですけども、どのような報告を受けてますか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

医療費の増加についてでございますが、県の説明ではですね、コロナによる受診控えが予想よりも低くなった状態で、2 年度に比べ、2 年度の後半からですね、平群町においても、医療費が相当伸びてきている状態でございます。全国的なものであるかと思えますけれども、奈良県においてもですね、ほかの市町村においても、この医療給付費、予算が足りないということで、多くの市町村が補正しているというところで聞き及んでおります。

以上でございます。

○議長

山口議員。

○7 番

予算が足らんってどういうこと。医療費が増えて予算が足らんって、当初予算、補正を組まざるを得んようになったという意味やね。それならいんですけど、分かりました。どっちにしたって、新年度予算の審議もありますから、あんまり細かいことは言いませんけれども、もう既に、いつも 2 月にその年度の収支

見込みを出してると思うんですが、その説明していただけますか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

ざっくりとではございますが、3年度、歳出でございますが、収支としましては1億8,400万、単年度収支で約5,400万黒字となる見込みでございます。財政調整基金が2,900万ございますので、合わせて、剰余金としましては2億円を超える状況になろうかと考えております。

○議長

山口議員。

○7番

補正で1億2,500万増えようが、極端に言えば10億増えようが、払うのは全部県のほうから金来るわけですから、平群町の、その年はええけど、後に影響しますけど、そういうことなんで、結局、一昨年、3,500万円、総額で国保税下げましたけど、結局、下げ方が結果として緩かって、まだ黒字になるという状況。あと、さっきも出ましたけど、あと2年ですからね。県が統一料率にすると言ってるまで、4年度と5年度だけですから、6年度から統一と言ってるわけですから、そのこともあるんで、ちょっとね、当然、その国保、平群町は高過ぎるわけですから、また予算の、あしたでもちょっとその議論はしたいと思っておりますけども、今日はええですけど、ちょっとね、今、県が財政的には全体見てるわけですから、県の国保会計がこの3年間やってきてどうだったのか。今年度はまだ分かりませんが、今年度も入れれば4年間やってるわけですよ。当然、県の特別会計がどうなってるのか、各市町村では分からんわけですよ。これは、県議会で聞けばもちろん分かるんでしょうけど、ちょっとその辺も含めて、あした、予算委員会もありますけど、その中で明らかにできるように、ちょっと調べておいていただきたいということはお願ひしておきます。引下げ等については、また同じことを明日も言うのもあれですから、あしたはまた話させていただきます。

○議長

質疑、ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第13号について採決を行います。

本案は原案のとおり可決したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第13号 令和3年度平群町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

続きまして

日程第20 議案第14号 令和3年度平群町水道事業会計補正予算（第1号）について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。事業部長。

○事業部長

議案第14号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第14号について採決を行います。

本案は原案のとおり可決したいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第14号 令和3年度平群町水道事業会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

続きます。

日程第21 議案第15号 令和3年度平群町下水道事業会計補正予算（第1号）について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。事業部長。

○事業部長

議案第15号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第15号について採決を行います。

本案は原案のとおり可決したいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第15号 令和3年度平群町下水道事業会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

続きますして

日程第 2 2 議案第 1 6 号 令和 3 年度平群町農業集落排水事業特別会計補
正予算（第 1 号）について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。事業部長。

○事業部長

議案第 1 6 号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第 1 6 号について採決を行います。

本案は原案のとおり可決したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 1 6 号 令和 3 年度平群町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）については原案のとおり可決されました。

続きますして

日程第 2 3 議案第 1 7 号 令和 3 年度平群町介護保険特別会計補正予算
（第 2 号）について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長

議案第 1 7 号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。山口議員。

○7 番

8期の1年目ということで、今回の補正そのものはあんまり大した金額ではありませんので、ちょっと今年度、これも国保と一緒に2月に、今年は運協も開かれませんでしたけども、基本的には収支決算見込みを出すということになってるんで、その概要を説明していただけますか。

○議 長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

それでは、介護保険の今年度の収支見込みということでお答えさせていただきます。

令和3年度収支見込みにつきましては、9か月間の給付費の状態で判断はしていますけども、基金約3,700万を取崩しを行いまして、歳入歳出合計共に19億9,000万円と見込んでいます。

以上でございます。

○議 長

山口議員。

○7 番

もらった資料によると、決算見込みとしては、実際、償還金なども含めて計算すると、4,422万円赤字になるという。当然、実際の決算はもうちょっとどうなるか、赤字分が増えるか減るか分かりませんが、3年間で3億の赤字を見込んだ計画になってますから、そういうふうに見るとですね、今、3,700万の基金を崩すということでしたから、年度途中、昨年度決算が終わった後、償還金や交付金の過年度の精算も含めてですね、基金残高としては4億6,500万あったのが、3,700万引けば、まだ4億2,800万ぐらいになるということになるわけですけども、いずれにしたってまだ4億以上残ると。あと2年間、8期の2年目、3年目とこうなるわけですけども、その辺の見通しはまたあしたの予算のときでいいんですけども、計画に対する、この決算見込みで言う実績としてはどれぐらいになってますか。

○議 長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

計画に対する見込みということで、これも9か月間の実績からいきますと、

保険給付費で17億7,800万円、地域支援事業費で1億1,500万円、合わせて18億9,300万円と見込んでいます。計画が19億2,300万円でしたので、今の計画に対する実績は98.4%と見込んでいます。

以上でございます。

○議長

山口議員。

○7番

98%。95を超えてくれば、大体計画としてはちょうどええと。100超えると、今度は逆に赤字幅が大きくなりますから、ちょうどええかなというふうに思うんですけども、決算見てまた議論することになると思いますが、いずれにしてもね、国保の、今回8期では3億円の基金を使って引下げしていただいて、奈良県下でも最も安い自治体になってるという点で言えばいいんですけども、今後の推移もしっかり見ながら、国はどちらかというところ介護保険、使うほうをどんどん抑える方向で来てますから、会計上はそれで助かるんですけども、でも、使うほうの人にとっては非常に困ってくることなんでね、その辺も、町としてもなかなか難しいことになると思いますが、その辺も含めて見ながらですね、今後、その収支のほうも見ていただきたいというふうに思います。

この件についてはそれで結構です。

○議長

ほか、質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第17号について採決を行います。

本案は原案のとおり可決したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第17号 令和3年度平群町介護保険特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

続きまして

日程第24 議案第18号 令和3年度平群町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長

議案第18号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口議員。

○7番

ちょっと異常な増え方なんやね。75歳以上、平群町、今、前期高齢者より後期高齢者のほうが人数が大分、2年前に逆転して、もう既に大分差がついてきていると。当然、団塊の世代の人たちがもうみんな75近くになってきて、まだまだ、だから逆転現象はこれから大きくなると思うんですけどね。それと同時に、高齢者、年齢の高い人ほど年金が高いということですから、平群町は、だから逆に言うと、収入はどんどん平群町はこれから減っていくということにね、年齢の高い人から、ある意味、順番に亡くなっていかれるわけですから、そうなるわけですけれども、今の説明で100人ほど増えた。でもこれさ、国保と違って、全員75歳以上は後期高齢者医療制度に入るわけでしょう。ということは、75歳以上の人によそから転入してくるというのはあんまりないわけですから、亡くなる方はあってもですね、新しく増えるのは、74歳の人、1年分、順次、その月ごとに増えていく、これは大体分かるわけで、これだけ差が開くというのは、年収も含めて、主に年金が多いと思うんですが、そういう見込み、こんな見込み違いが予算で起こるといのは、その辺あんまり見ずに、単に前年度に対して何%掛けて、予算、歳入のほうやから別にええねんけど、そういう組み方をしてるからこういうことになるんですか。その点どうですか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

予算の算定の仕方でございますが、これ、広域連合のほうから資料をもらって算定するわけでございます。今、議員がおっしゃったようにですね、75歳以上ですから、年金収入がほとんどの方かと思われまして。2年度のコロナ禍であったがために、低い収入額になるであろうというところで見込んでいたかと思うんですけれども、おっしゃっていただいたように年金ですから、さほど影響がなかったかと思えます。言われるように、見込み違いとしかちょっと言いようがないかと思えます。

以上でございます。

○議長

山口議員。

○7番

それで分かりましたわ。それで、広域連合の予算の組み方も荒くたいということになるわけですよ。ある意味ね。

しかしね、考えてみてくださいよ。2年に1回見直すんですよ、この制度は、保険料を。医療費はもちろん当然上がるというのはもう上がっていくわけですが、コロナでちょっと落ち着いたり上がったり、この間あったかもわかりませんが。ほんで、調べてみるとですね、広域連合は基金、15億持って、昨年度の繰越金が98億円。1年間ですよ。これだけの金を持っててね、もう来年度上げること決めたんですよ。それも確認せなあかん。来年度、この4月から、75歳以上、奈良県の後期高齢者医療保険料は上がるんですよ。もう広域の議会で決まったんですよ。その点、先答えてください。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

保険料率は上がります。ちょっとすぐに資料出てこないんで、率のほうはちょっとすぐお答えできませんけれども、上がることになっております。

以上でございます。

○議長

山口議員。

○7番

均等割は3万8,480円から4万400円に、1,920円上がるんですかね。それから、所得割が9.41から9.93、0.52%上がる。相当上がってるんですよ。国保はずっと高かったから、75歳になって後期になったら医療費も1割になって、保険料も下がって、もう75になったほうが楽になるなというふうに言ってたのが、もうほとんどこれ、国保に近い数字になって

きてるんですよ。10%ですから、もうほぼ。だから、75を超えてもなかなか、年金での負担が相当大きいということになります。そういう中でね、さっきちょっと言いかけました、奈良県の後期高齢者医療広域連合がね、さっき、昨年度、98億の繰越しがあると。ただこれ、そのうち70億は次年度に払う分やと、こういうふうにおっしゃってるんですけども、それでも28億余ってるわけですよ、1年で。この金額が全体から言えば、全体の予算が相当大きいですから、一概にべらぼうというふうには言えないのだろうと思うんですけどもね。しかしね、そういうことは全く説明抜きに、これ値上げされてるわけでしょう。2月の広域連合の議会で決まってるわけですよ。しかし、そのことは一切39の市町村議会に報告もなければ、ましてや住民の皆さんにはですね、もうほぼ決まってから、案出て、こういうふうになって議会で話合ってますよというのを出してくれるんならええけど、決まってからですね、もう今3月ですから、ただ年金から天引きなんで、4月から天引きが新しい金額でされませんから、多分、国保と一緒に8月分、早くて10月分から新年度のやつになると思うんですね。4、6、8と、多分仮徴収になると思うんですよ。だから気がつかないだけで、そういうことはね、平群町もこの広域連合の一翼を担ってるわけじゃないですか。

広報にも載りますかね、これは。広報にも載せますかね。4月の広報に載りますか。3月には載ってなかったですよ。これまで載せましたか、2年に1回の値上げ。そういうことも含めて、住民にどういう知らせの手だてを取ってるのか。ほんで、平群町として、広域連合に対して物を言ってるのかどうか。ただ通知もらって、そんで、はいオーケーというか、そのまま流してるだけなのかどうか、その辺についてはどうなんですか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

保険料の改定の周知についてでございますが、保険料率を広報にですね、4年の7月号に掲載する予定でございます。

○議長

山口議員。

○7番

7月でしょう。もうそうなりと、決まってるわけやんか。広域連合って一体何なの。国保なら、今度県が財政を担当すれば、県議会で、当然住民の意向も含めて議論される。でも、広域連合って誰の意向で会議やってるわけ。39市町村の連合でやってて、そのトップは大体奈良市とか橿原市の大きい自治体の

長がなってやるんやけど、事務局が全部差配して、ほんで議長会から選ばれた議員、広域の場合は首長もなっているのかどうかわかりませんが、そういうところで、全然何の情報もなく勝手に決めちゃってるわけじゃないですか。本来なら、入ってる自治体が広域連合として早くに案を出してね、それぞれの自治体で議決とかせんでもええけども、そこで意見を出せるようなシステムに本来すべきでしょうと私は思うんです。なかなか難しいでしょうけど。議員の選挙のやり方もですね、市議会議長会と町村議長会で分けてやって、それも中間選挙で選ばれた人がなっていると終わった人数だけやるというような決め方やから、まとめてやらないから、例えば党派別に何人かいてたって出られないんですよ、奈良県の場合。今ここで嫌事言っちゃあないけど、兵庫や大阪や京都は、共産党の議員も絶対入ってるんです。でも、奈良県は絶対入れないシステムにしちゃってるんです。だから、余計議論がないんです、全く。事務局が出したらそのままシャンシャンでしょう。ほとんど意見もなくというふうに聞いてますよ。

だから、自治体が39市町村で成り立ってるわけだから、こういう値上げというのは住民の負担に関わってくる問題ですからね。ましてや今年度は、10月から、一部の所得の人が2割になるんですよ、医療費、窓口払いが。保険料は上がる、窓口払いは増えるという人が相当出てくるわけですよ。もう75歳以上なんて、絶対病院、ほとんどの人が行ってますからね、多かれ少なかれ。

だから、ちょっとその辺ね、システムとしてどうなのか、ちょっと町として意見上げてくださいよ。町長どうですか。町として、広域連合にこういう意見があったと。当然、39の市町村がそれぞれ意見を持ってですね、こうせえ、ああせえじゃないけども、事前にそういうのを決めるときには、決まる前に決める議会を開く前に情報としてきちっと下ろしてですね、平群町なら平群町の議会でも議論できるようにしていただきたいというふうに思うんですが、その点どうですか。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

山口議員の御質問にお答えをさせていただきます。

広域連合の運営自身につきましては、今議員が述べられたような形で運営されておるといのは、ちょっと私もあんまり習熟はしてないんですけど、そういうふうな流れでやっておるといのは承知をしておるところでございます。

確かに、運営母体が広域連合ということですので、なかなか我々市町村の意見が反映しにくいというふうなシステムにはなっているといのは議員の御指

摘のとおりかなというふうな理解をしております。ただ、こういった議会の場で、議員のほうから御指摘を賜った、御意見を賜ったことにつきましては、まずは事務方との調整になるかと思いますが、こういった意見を平群町議会から頂いたということにつきましては、その旨伝えさせていただいて、一定の方向性なり一定の考え方をお聞きしたいというふうには考えております。

以上です。

○議長

山口議員。

○7番

ぜひよろしくをお願いしますね。

さっき、広報には今年の7月に載せると、それあかんでしょう。もう今でも遅いと思いますけど、7月から上げるっていったら、8月の年金で引かれるからそうするのか、ちょっとその辺も含めてこうなりますよと。普通徴収の場合は別ですけども、年金から天引きの場合は、仮徴収やって、それから本徴収になりますから、だからその辺のこともちゃんとこういうふうになりますよと。あなたの年金からは、4月分のやつがいつから引かれるとかいうことも知らせるべきですよ。だって、75歳以上の方が平群町は3,800人ほどいらっしゃるんでしょ。人口の何割ですか、これ。だから、それだけの人がいらっしゃるんだから、もっと早めにこうなりますよとお知らせすべきだというふうに思いますので。それと、何でさっき言った率を上げるのか、その理由聞いてますか。単に金足らんから、会計上こんだけ必要なんですというようなことですかね。70億返しても、まだ両方でようけ余るでしょう。40億円以上余る。その金、40億ぐらいじゃ全然引下げにはもちろんならんのかもわかんないですけども、その辺も含めてね、ちょっとちゃんと文書で、こういう理由で、会計上こんだけ要るんで、これだけの引上げが必要なんですというのを、ちょっとペーパーで出してくださいよ。来週の予算委員会的时候でもいいですけども。それはできますか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

ペーパーにして提出させていただきたいと思います。

○議長

質疑、ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第18号について採決を行います。
本案は原案のとおり可決したいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第18号 令和3年度平群町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

続きまして

日程第25 議案第19号 奈良県広域消防組合規約の変更についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長

議案第19号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。山口議員。

○7 番

これもさっきと一緒に。要するにね、もう全く事前に何も言わんと決まってから出てくるわけじゃないですか。決まってからって、これは各自治体が議決せんとあかんわけやけども、そのことは一緒にということ、これについてもさっきと一緒に、事前にこういうことについては説明してほしい。もめそうなきだけ事前に来てですね、各議会からやいやいやいやいわれたら、去年かおとしみみたいに広域連合から説明に来る、消防でしたよね、たしか。言わなかったら何も言わない。こっちで全部やってんねんから、おまえらとにかく言うたとおりに議決しとけというふうな話じゃないですか、粗っぽく言えば。

それで、このことはええですけど、もともとこれができたときに、西和7町

についてはですね、首長と議長、それぞれ互い違いみたいにしてずっとなっていましたよね。これ、吉野の5町については3人になってますけど、西和7町でこれは何人の定数になってるんですか。変わらないと思うけど。

○議長

総務部長。

○総務部長

西和につきましては、現在4名出ております。西和のところにつきましては、首長と、さっきおっしゃったとおり、議員2名、2名という形での構成で変わりございません。

○議長

山口議員。

○7番

いや、それを組み合わせて、偏らんように順番にやってきましたよね。今、もうそれから大分たってるから、どういうふうに変ってるのかちょっと分かんないですけども。これを、だから7町で4人ということは、ここに書いてある2期に各町、4年に2年間は各議会から入るということにももちろんなるんですけど、これは今まで、そういう順番決めてたやつは、西和7町としては、勝手に決めて来年からやるということになるんですか。その辺の話合いももうできてるんですか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

西和、今、4区分になるわけなんですけれども、今現在は町長選出2名、議会選出2名、4名選出、それを輪番というような形で、年度ごとに、それぞれ市町村ですね、町長、議長を当てはめた形で選出されてるということになります。今後においては議員のみの選出ということになるわけです。これについては、第4区分の中で、それぞれ選出される議員については今後選出されていくということになりますけども、現段階で、何年度にどこの町の議員が選出されるかということにつきましては、今現在、まだ議論はされておられません。

○議長

山口議員。

○7番

もう今年の7月から、その辺もね、これ規約でそうなってるわけでしょう。要するに、西和のところで選ぶということになってるわけですよ、規約では。だから、それで4人選ぶと。それだって、例えば、西和7町の議会全部で選挙

してやるのかね、何で議長だけ出るんだっていう話だって言おうと思ったらできるわけですよ。議員全員を対象にして4人選ぶわけやから、2年ごとに4人選挙するとかやね。議会ですらないと、それもまた本当はおかしい話なんですよ。公平にと言うけど。後期高齢者広域連合はそんなことやってないじゃないですか。たまたま消防の場合は、これまでの消防本部がそれぞれあるから、そこに応じてそういう割り振りをしててやってるんだと思うんですけどね。それだって本当は変な話ですよと思うんですけど、そのことはいいとしても、その辺ね、きちっと、こんな、ここ変わりましたと、相当大きく変わるわけですから、きちっと、今後、旧の西和広域についてはどういうふうな扱いを今考えてて、どうするのかというのは、事前に案を出して、各議会でやっぱり議論すべきだと思うんですけど、その点どうですか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

前回ですね、規約の変更の際には、先ほど議員おっしゃられましたように、広域消防から説明に来られて、事前説明のほうをさせていただいたということでございます。今後、規約の改正、今回は説明には来られなかったということでございますけれども、今後、その点につきまして、組合議会、広域消防組合として説明のほうに来ていただけるかどうかということにつきましても働きかけをさせていただいて、できるだけ事前に説明をさせていただく機会を設けていただきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長

山口議員。

○7番

西和7町に関わる問題、議員を選ぶ場合はそこでやってるわけですから、それについても、新しくどうなるかというのは資料もちゃんと出していただいて、それは説明に来てもらわなくても、文書見たら分かる話やったらそれでええですけど、そういうことをしていただきたいというふうに思うんです。こういうのについてはね。

ほんで、さっき言ったように、これも意見として言うておいてほしいんですけど、議長だけで回すのかと。後期高齢者みたいに選挙でやるという方法もやろうと思ったらできるわけですから、その点ね、そういうことも含めて、それがええとか悪いとかじゃなくて、そういうことも私は事務局というか、市町間でも協議すべきやというふうに思うんですけどもね。そういう意見もぜひ伝え

ていただきたいんですけれども、それは伝えていただけますか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

この選出につきましては、いずれですね、第4区分の中でも会議が開かれると思います。その際には、平群町として、議員、議会のほうでそういった御意見があったということも含めてお伝えはしたいと思います。

○議長

質疑、ほかございませんか。馬本議員。

○12番

今、松本課長、第4区分の中で議会の議論するの。それとも西和の中で議論するの。それはっきりして、まず。そこから。何でといたら、第4区分といたら大和郡山市が入ってんねん。そやからどっち。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

今、議員おっしゃっていただきましたように、第4区分の中には大和郡山市も入っております。この消防の会議、第4区分会議というのがございますんで、その機会をとというふうに思いまして、私、そういうふうに答弁させていただいたんですけれども、7町での議員の選出ということにもなりますので、西和7町の中でも当然議論のほうは必要かというふうに考えています。

○議長

馬本議員。

○12番

皆知ってるとおおり、今、首長が5名入ってはんねんな。基本的に、議員さんは20人いてはって、今度1人増えて26人になる。市長とか町長、村長が今度なくなるわけやろう。そういう形になんねやろう。で、ここ見てんねけど、郡山は市長入ってない、うちの平群の場合は町長入ってくれてはんねんな。それはそれで、事務局でまずな、松本課長、5人の枠あるんやから、やっぱり事務局でいろんな意見あると思うねん、事務局だけでも、いろんな、例えば、私たち、議長しはった人は分かるけども、生駒郡は議長会の会長といたら輪番制でずっと回ってるわけや。そういう形をずっと取ってきて、県の理事という形が出ていったわけや。そこら辺もいろいろ考えながらね、例えば、どこが今度、町がするんやと、どこが担当するんやとかね、いろんなことをちょっと事務局だけでまず協議してほしいな。それでね、やっぱり一定まとめてほしいと

思う。いろんな意見、こっちは選挙するわ何やかんやって、その意見は意見で言うてくれたって、いや、うちらこうしますって。そこの事務局言わはったらな、そこら辺もまとめながら、ちょっとしんどい話か分からんけどもな。輪番制やったら輪番制にしようかとか、そこは、あとは議長されるんか、議員されるんかというのは、そこは各市町村の考え方や。町は町の考え方でまた考えたらええねけど、取りあえずちょっとまとめてくれるか。えらい御迷惑かけるけど、しんどい目、平群町の意見は意見でおっしゃたらええと思いますわ。この事務局の会議はいつ頃予定されてんの。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

ありがとうございます。まず、事務者レベルで当然議論するべきということで考えております。時期につきましては、今のところ未定でございます。といいますのが、今回、37市町村で議会にかけられますので、この議決が伴わないことにはこの改正がなされませんので、それ以降ということでの話になるかと思っております。

○議長

馬本議員。

○12番

3月議会にみんな出てんねやろう。37市町村、3月議会に提案されてんねやろう、これ。広域について、議案ね。それはそれでええけどもな、うちら、この広域の関係7町、それと郡山市、これで1市7町になるのか、そういうことやな。違うの、ならへんの。第4区分についてはそういうことやな。ということは、8人の事務局で話し合いしやないかんということやな。そういうことになるわな。これが速やかに、この議会がこれ全部、37市町村がこれで通ったらな、今、どこが事務局長とかなってるとこあるの、何もどこもないの。この4区分の中でどこが一番事務局取ってるか。それは決まってないの。そこら辺もどうやの。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

第4区分の中で、今、王寺町のほうが主になっていただいておりますので、王寺町になろうかと思っております。

○議長

馬本議員。

○ 1 2 番

ということは、ここには今現在王寺町の方は入っておらへんのやね。誰も王寺町、議員さんも町長も入っておられないね。そうやから、速やかに、今言うように、これ通ったら、王寺町のほうへ行って提案されてね、えらい御足労かけますけども、ひとつ速やかな対応をお願いしたいと思います。

だから、その点は御返事結構でございますので、どうぞよろしく。

○ 議 長

ほか、質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○ 議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○ 議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第 19 号について採決を行います。
本案は原案のとおり可決したいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○ 議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 19 号 奈良県広域消防組合規約の変更については原案のとおり可決されました。

続きまして

日程第 26 同意第 1 号 監査委員の選任に同意を求めることについて
を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○ 局 長

それでは朗読いたします。

同意第 1 号

監査委員の選任に同意を求めることについて

監査委員近藤恭子は、令和4年3月31日に任期満了することから、引き続き下記の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和4年3月2日提出
平群町長 西 脇 洋 貴

記

住 所 大阪府東大阪市稲田上町2丁目2番48号603

氏 名 近藤恭子

生年月日 昭和51年6月16日

以上でございます。

○議 長

続いて、提案者の提案理由の説明を求めます。町長。

○町 長

それでは、提案理由を説明させていただきます。

ただいま局長より朗読のありました同意第1号の監査委員の選任に同意を求めることについて、提案の説明をさせていただきます。

監査委員は、地方自治法第199条に明記されておりますように、財務に関する事務の執行並びに事業の経営管理、さらには行政運営等の監査を行う者であり、常に法令等により適切に対応することが求められます。

現在、監査委員として御活躍をいただいております近藤恭子氏は、平成26年4月より御活躍を頂いております。今月末に4年間の任期の満了が参りますが、引き続き、平群町のために御活躍いただきたいと考え、提案させていただきます。

近藤恭子氏は、現在、弁護士法人親和法律事務所に勤務され、大阪簡易裁判所調停委員としても御活躍中であり、法律の趣旨を御理解して、適切に監査していただけるものであると確信しており、監査委員として適任であると考えています。御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

質疑ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて、これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより同意第1号について採決を行います。

本案については、原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり同意することに決定をいたしました。

午後4時20分まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午後 4時07分)

再 開 (午後 4時20分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

ここで、時間延長を行います。

午後6時までといたします。

日程第27 議案第20号 令和4年度平群町一般会計予算について

日程第28 議案第21号 令和4年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

日程第29 議案第22号 令和4年度平群町国民健康保険特別会計予算について

日程第30 議案第23号 令和4年度平群町水道事業会計予算について

日程第31 議案第24号 令和4年度平群町下水道事業会計予算について

日程第32 議案第25号 令和4年度平群町農業集落排水事業特別会計予算について

日程第 3 3 議案第 2 6 号 令和 4 年度平群町学校給食費特別会計予算について

日程第 3 4 議案第 2 7 号 令和 4 年度平群町介護保険特別会計予算について

日程第 3 5 議案第 2 8 号 令和 4 年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予算について

日程第 3 6 議案第 2 9 号 令和 4 年度平群町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第 3 7 議案第 3 0 号 令和 4 年度平群町用地先行取得事業特別会計予算について

以上 1 1 件を、会議規則第 3 7 条の規定により一括議題といたします。

初めに、町長より令和 4 年度予算の説明を求めます。町長。

○町 長

令和 4 年第 1 回平群町議会定例会において、令和 4 年度平群町一般会計及び特別会計・事業会計の予算案を提案して、町議会での審議をお願いするに当たり、町政執行に臨む所信を申し上げます。

政府は、日本経済の先行きについては、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が徐々に緩和されつつあるものの、持ち直しの動きには弱さが見られるとしており、今後、経済社会活動が正常化に向かうためにも、喫緊かつ最優先の課題である新型コロナウイルス感染症対応に万全を期し、感染症により大きな影響を受ける方々の支援等を速やかに行うべく必要な対策を講じるとともに、「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとした新しい資本主義を実現すべく、精力的に取り組むこととしています。

その上で、地方財政対策については、社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方が地域社会のデジタル化や公共施設等の脱炭素化、消防・防災力の一層の強化に取り組みつつも、地方が安定的に財政運営を行うために必要となる一般財源総額については、令和 3 年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保することを基本として令和 4 年度の地方財政対策が講じられました。

特に、地方公共団体の重要な財源である地方交付税については、前年度から 6, 1 5 3 億円増加となっており、地方財政の運営に支障が生じることのないよう措置されております。

本町の財政状況は、奈良県による財政の重症警報が引き続き発令中であり、依然として厳しい状況にあります。本年 1 月には、県と財政健全化の推進に関する協定を締結し、県の支援を受けながら、組織を挙げて行財政改革を進めて

いるところであります。そのため、緊急財政健全化計画に掲げた健全化の取組事項を着実に推進し、将来にわたり安定した財政基盤を確立することが喫緊の課題であり、現在の町行政を預かる者の使命であると思っております。

今年は「壬寅」の年。厳しい冬を越えて芽吹き始め、新しい成長の礎となる年と言われております。

令和4年度の町政執行につきましては、従来から実施してきた様々な施策を継承しつつも、財政危機から転換を進め、平群の未来を切り開いていく年とするよう、決意を込めて諸課題に取り組んでまいります。

続きまして、一般会計、特別会計・事業会計予算の概要と、令和4年度に取り組む事務事業について、順次御説明申し上げます。

一般会計としては、歳入総額69億2,000万円であり、前年度予算からは1億9,000万円の増額となっておりますが、社会保障費等の増加によるところが大きく、本町の厳しい財政状況を鑑みた緊縮型の予算編成となっております。

組織につきましては、少子・高齢化が進む中、平群町においても人口減少が進み、町の活力の低下や町財政にも影響を及ぼしております。平群町の魅力を町内外に発信し、さらにその価値を増していく取組も進め、若年層の移住や町内居住者の定住意欲を高めることにより人口減少の克服を図り、人が集う将来の平群町をつくることを目的とした室を創設します。

人事につきましては、多様化する行政ニーズに対応するために、将来のまちづくりの担い手となる新規採用職員については、一般事務職8名、保健師2名、保育教諭3名の採用を予定をしております。

人材育成につきましては、接遇研修等の実施をはじめ、必要な知識能力を身につけるため、各種主催の研修に職員を積極的に派遣します。また、人事考課制度については、引き続き実施することで、自らの行動に対する気づきを与え、職員のスキルアップを図ります。

広報・広聴業務の推進につきましては、行政と住民との協働のまちづくりを推進していく上で、様々な媒体を通じて町政情報の積極的な発信と住民との情報共有化を図るため、広報紙やホームページ、フェイスブック、ツイッター、ライン等のSNSを活用してまいります。引き続き町のイメージアップを図るために、広報広聴活動の重要性を認識し、効果的に取り組んでまいります。

各種相談業務につきましては、住民の皆様の多様なニーズや要望にお応えするため、法律相談、行政相談、人権相談、消費生活相談などの各種相談業務を引き続き実施してまいります。

平群町総合計画策定につきましては、人口ビジョンの改訂と、第2期まち・

ひと・しごと創生総合戦略の策定と整合性を図りながら、より効率的で実効性のある町政運営の指針となるものとして、第6次総合計画の策定を図ってまいります。

ふるさと納税につきましては、ポータルサイトを積極的に活用し、また町のブランドイメージにもつながる返礼品を拡充することで、寄附額の増加に努めてまいります。

防犯対策事業につきましては、町管理防犯灯の新設・維持管理や自治会管理防犯灯の新規設置、電気使用料に対する補助を行い、犯罪者を生み出さない、寄せ付けない防犯環境の構築に向けて取り組んでまいります。

防災対策につきましては、防災備蓄品を町内12か所で分散備蓄するとともに、行政機関や関連企業との防災協定の締結を進め、災害発生に備えます。また、新たに防災アプリの一層の普及促進を図るため、デジタル活用支援推進事業を活用し、高齢者を対象としたスマートフォン活用講座を開催します。

電子自治体の推進につきましては、常に最新の情報セキュリティの動向を注視し、巧妙化する新たな情報セキュリティ上の脅威から住民情報を守ることができるよう、システムを運用してまいります。

住民戸籍事務につきましては、全国コンビニエンスストア等において、マイナンバーカードを利用し、住民票、印鑑登録証明書、所得証明書が発行できるシステムを運用することで、住民サービスの向上を図ります。また、マイナンバーカードの発行や住民戸籍情報の適正な管理と迅速な窓口対応を図るため、各システムの整備に要する予算を計上しています。

高齢福祉施策につきましては、高齢者ができる限り要介護状態に陥ることなく、住み慣れた地域で心身の健康を維持しながら生き生きと暮らすために、高齢者の社会参加の促進と高齢福祉サービスの推進に努めてまいります。

障がい者福祉の推進につきましては、障害者基本法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の理念にのっとり、障がい者等が地域で安心して暮らすことができる町を目指すため、障がい福祉サービスの推進に努めます。

子ども・子育て施策の推進につきましては、子育てしやすい社会の実現に向けて取り組んでまいります。西和地域病児保育室の普及促進を図るなど、仕事と子育ての両立を支援し、安心して子育てができる環境づくりをさらに推進します。また、支援を必要とする子育て世帯における子どもの見守り体制の強化に引き続き努めます。

はなさとこども園とゆめさとこども園の運営において、発達段階に応じたカリキュラムに沿って、より質の高い就学前教育・保育のさらなる充実を目指し

ます。新たにこども園費において、保育業務効率化により、子どもと向き合う時間をより多く確保でき、安全・安心な保育の質の向上、保護者の方々の利便性の向上を図るため、保育業務のICT化に係る費用を計上しております。また、待機児童解消のため、保育教育の充実を図ります。

令和元年10月から実施された幼児教育の無償化に係る施設等利用給付費及び私立幼稚園等への預かり保育事業等の給付金を予算計上しております。

就学児につきましては、各小学校での学童保育所において、保護者の就労などにより増加する保育ニーズに対応し、受入体制の充実を行うことで、子どもの健全育成並びに子育て支援の充実を図ります。

切れ目のない子育て支援を行うため、プリズムへぐりと子育て支援センターに平群町子ども世代包括支援センターを設置しており、会議や事業を通して情報の共有や連携を図っております。また、子どもの健やかな成長をサポートするため、子どもとその家庭及び妊産婦を対象に、子育て相談、情報の提供、関係機関との連絡調整等の支援を行う子ども家庭総合支援拠点事業を展開してまいります。また、3歳半健診に眼の屈折検査機器の導入に係る所要の経費を計上しております。

今後も、へぐりのびのび子育てプラン（第3期計画）に基づき、保健・医療・福祉が連携し、住民の皆様との協働により、様々な支援を行ってまいります。

福祉医療事業につきましては、町独自の高校卒業までの医療費の無料化を引き続き実施することにより、子育て世代の支援を推進してまいります。

人権対策につきましては、「人は等しい」をテーマに、7月の差別をなくす強調月間を中心に、各種啓発活動を予定しております。のぼりの設置や児童及び生徒の絵画展示を行うとともに、人権擁護委員とも連携した活動を予定しております。また、町民集会を開催し、命の大切さと人権の重要性を訴えてまいります。

平和啓発事業につきましては、各種団体の協力を得ながら、住民主導での実行委員会形式で実施する「平群平和のための戦争展」の開催を8月に予定をしています。

男女共同参画社会の推進につきましては、男女が社会の中で対等なパートナーとして参画できる社会の構築のため、研修会や講演会を開催する予定です。また、平成26年度に開始した平群町第2次男女共同参画プランに基づき、男女共同参画社会の実現に向けた取組を実施します。

健康づくりの推進につきましては、第2次健康へぐり21計画に基づき、生活習慣病の予防をはじめ、特に保健と介護の一体化に向けた事業を展開し、健康長寿のまちづくりに向けて取り組んでまいります。また、平群町自殺対策行

動計画の要となるゲートキーパー研修を実施してまいります。さらに、第3次食育推進計画の推進に努めてまいります。

疾病予防事業につきましては、新型コロナワクチン接種に対し、住民の皆様への情報提供や相談及び実施体制を整え、接種希望者が安全で安心して受けていただける体制整備を行ってまいります。

環境衛生事業につきましては、空き地の雑草除去の指導や不法投棄、野焼き等の防止対策を推進し、併せて、資源循環型社会形成の目的から、公共施設及び町内店舗での回収ボックスの設置による使用済み小型家電の定期的な回収を引き続き実施します。また、ごみ出しが困難な方を対象にしたふれあい収集や、生ごみ処理器の設置補助、有価物の集団回収助成も引き続き実施します。

可燃ごみ有料指定袋制により、さらなるごみ減量化に向けた取組を進めるとともに、新たな事業として資源ごみのリサイクルステーションを増設し、分別意識が定着するよう推進してまいります。防犯カメラの設置を行い、不法投棄の未然防止に努めてまいります。その他、河川の汚濁防止を図るため、廃食油の回収等、環境の保全にも努めてまいります。

清掃センターの運営につきましては、ごみを衛生的に効率よく処理できるよう、分別収集の促進を図り、ごみ減量化を図る一方、焼却設備については運搬業務の務委託を行って、ごみ処理費用の縮減を図ります。

斎場運営につきましては、地域社会における必要不可欠な施設であり、施設運営に要する予算を計上しています。

し尿処理につきましては、生駒市との広域連携に伴う施設利用により、効率的な処理に努めてまいります。

農林業の振興につきましては、農業の担い手に対する経営安定のための農業次世代人材投資事業（旧新規就農者支援事業）、農作物の被害軽減のため、有害鳥獣駆除事業、営農活動を支援する日本型支払制度補助金事業を引き続き実施してまいります。また、新たな事業として、防災重点ため池の劣化状況調査と椿井橋本ダムの改修工事を実施いたします。

消費者行政につきましては、西和地区防犯協議会で実施していた防犯電話購入に係る助成事業が令和3年度で終了することから、町事業として引き続き実施いたします。

商工業の振興につきましては、町内中小企業の事業資金の円滑化を図るため、中小企業小口融資制度を引き続き実施してまいります。

観光行政につきましては、くまがしステーションを活用して、より一層平群ブランドのPRや、平群町観光公式インスタグラムを活用した情報発信の強化を図るとともに、今年が壬寅の年として、寅ポストや楠公、松永弾正などの歴

史文化資源の積極的な情報発信を行い、またWESTNARA広域観光推進協議会での取組を推進し、町の魅力を最大限に活用し、観光振興を図ってまいります。

道路整備につきましては、町内道路の改良、維持補修等の所要額を計上しています。社会資本整備総合交付金の採択を受けて継続的に実施している主要路線の舗装・補修等を予定しており、通学路の安全対策や利便性向上につなげてまいります。また、道路台帳を更新し、町道の適正管理を徹底します。

都市計画につきましては、奈良県の大和都市計画区域との整合性を図り、現下の社会経済情勢を踏まえた本町の土地利用方針を見直すため、都市計画マスタープランの改訂を行います。

住宅管理につきましては、適切に維持管理するため、社会資本整備総合交付金を活用した内装リフォーム工事費や、住宅用火災報知器の取替費用を計上しています。

公園管理につきましては、中央公園・北公園の運営管理については、公益財団法人平群町地域振興センターを指定管理者とする委託料や、維持補修に係る費用を計上し、公園緑地については、町民の方々の快適な施設利用を図ってまいります。

消防・防災力の強化につきましては、大規模災害に備え、地域自主防災組織連絡協議会を中心に、防災に関する各種団体の連携強化を図るとともに、引き続き、地域での防災、減災をはじめとする地域の安心・安全な暮らしのために、自主防災組織結成支援及び承認団体等への活動支援として補助金を交付し、組織づくりの強化に努めてまいります。

消防施設の充実につきましては、住民の生命・財産を守る消防施設の維持継続と、地域の消防施設整備に対する補助を行います。

教育環境の整備充実につきましては、中学校においては、昨年度に引き続き、部活動指導員の配置に係る経費を計上し、小・中学校ともに、奈良県統合型校務支援システムに係る費用や、学校ICT教育推進に係る費用をはじめ、学校の管理運営に必要な経費を計上し、学校教育の充実に努めてまいります。

教育支援活動促進事業につきましては、学校・地域パートナーシップ事業において、地域の学校支援ボランティアや官学連携による学生ボランティアの協力を得て、子どもの居場所づくりのための放課後子ども教室を平群小学校と平群北小学校で引き続き実施してまいります。

文化・学習の振興につきましては、文化財調査研究事業として、令和3年度に引き続き、古文書調査を実施します。また、生涯学習事業として、公民館教室や友遊教室、家庭教育学級などの各種教養講座を開催します。

平群町総合文化センターにつきましては、高齢者から子どもまで、幅広い世代の皆様が集い、交流するコミュニティー活動の拠点として、中央公民館、図書館、人権交流センターの三つの施設機能を活用し、文化活動、学習支援並びに人権啓発の推進に努めてまいります。

町立図書館につきましては、施設の持つ機能を最大限生かし、新しい平群の情報発信センターとして、生涯学習、社会教育の拠点化を進めるとともに、学校、園、関係団体等との連携を深めながら、子どもの読書活動の推進を図ってまいります。

スポーツの振興につきましては、各種スポーツ大会の開催、生涯スポーツの普及推進を行います。体育施設維持管理につきましては、指定管理者の公益財団法人平群町地域振興センターと連携して適正な運営管理に努めてまいります。また、新たにスポーツ振興宝くじ助成を受け、総合スポーツセンター体育館のメインアリーナ及びサブアリーナのLED化に必要な経費及びランニングマシンの購入に必要な経費を計上し、町民の方々の快適な利用の促進を図ってまいります。また、ウォーターパーク跡地の有効な利活用に向けた検討に係る費用を計上しています。

次に、各特別会計・企業会計について御説明申し上げます。

住宅新築資金等貸付事業特別会計につきましては、708万1,000円となっております。本事業の貸付けにつきましては、平成8年度をもって終了しておりますが、貸付償還に要する経費を計上しております。今後も、貸付金回収業務により一層の努力をしてまいります。

国民健康保険特別会計につきましては、24億8,500万円となっております。国民健康保険は、奈良県が財政運営を担っていることから、県単位の運営に対する予算を計上しています。

歳出において、療養諸費及び県国民健康保険に資するための納付金と、病気の早期発見、重症化予防により、療養諸費の抑制を図るためのがん検診の啓発、眼底検査の実施、糖尿病等治療促進事業、人間ドック助成等の保健事業費を計上しています。

また、50歳以上を対象として、早い段階から介護予防事業を実施し、健康寿命を延ばすため、フレイル予防（健常から要介護に移行する段階の健康保持増進）の事業に要する予算を計上しています。

農業集落排水事業特別会計につきましては、3,396万7,000円となっております。

農業集落排水の適切な維持管理を実施してまいります。

今後も、農村集落の生活環境の改善を図り、活力ある農村社会の形成、併せ

て、公共用水域の水質保全の観点から、水洗化の促進を図ってまいります。

学校給食費特別会計につきましては、6,504万7,000円となっております。

事業費では、学校給食実施に係る給食食材費用を計上しております。引き続き、地元産の新鮮な野菜を取り入れながら、おいしく安全で栄養バランスの取れた給食を提供し、児童・生徒の健全な発達を図ってまいります。

介護保険特別会計につきましては、21億883万6,000円となっております。第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画に基づき、保険給付費では、居宅介護サービス、地域密着型サービス、施設介護サービス費等を計上し、要介護状態になっても安心して生活できるよう、介護保険事業を引き続き推進します。

地域支援事業費では、介護予防・日常生活支援総合事業、認知症施策の推進、在宅医療と介護の連携、生活支援体制整備事業等の推進に引き続き努めます。

保健福祉事業費では、介護予防における移動手手段として、デマンド型交通により、引き続き高齢者の外出支援を行います。

奨学資金貸付事業特別会計につきましては、51万円となっております。奨学金の貸付けを行うことで、就学機会の確保を図るとともに、有能な人材育成を目標に引き続き行ってまいります。

後期高齢者医療特別会計につきましては、5億1,531万8,000円となっております。後期高齢者医療制度においては、広域連合納付金に係る事務費負担金、保険料等負担金、保険基盤安定負担金及び総務費に係る事務経費、保健事業に係る人間ドック等総合検診助成費用を計上しております。

用地先行取得事業特別会計につきましては、1,342万8,000円となっております。将来の役場庁舎の建設用地として、平成30年度に平群駅西土地地区画整理事業の保留地を取得する際に発行した用地先行取得債の償還金を計上しております。

続いて、企業会計についてであります。

水道事業会計につきましては、業務の予定量として、給水件数8,038件、年間総配水量224万3,000立米、1日平均給水量6,145立米、年間有収水量188万9,000立米であります。

主な建設改良事業を2億2,426万円と定め、それぞれ事業を実施するものであります。

まず、収益的収支のうち水道事業収益では、水道使用料、給水工事負担金、過年度損益修正益、さらに一般会計からの補助金などを見込み、その収益総額は21億843万円となっております。

これに対して、水道事業費用では、県営水道の受水費をはじめ、各施設の動力費及び水道施設の修繕費、維持管理委託料、そして建物・構築物・機械装置等の固定資産減価償却費、過年度損益修正損、企業債の支払利息及び職員の人件費などの義務的経費を計上し、費用総額は20億8,129万9,000円となっております。

次に、資本的収支のうち、資本的収入については、国庫補助金、企業債、一般会計からの補助金で1億9,184万円となっております。

一方、資本的支出については、配水給水設備費などの建設改良費及び企業債の償還金で2億4,764万円となっております。

水道水は、住民にとって必要不可欠なものであり、清浄にて豊富で、しかも安全で安定した飲料水の供給により、快適な生活を営めるよう、事業の運営を図ってまいります。

下水道事業会計につきましては、収益的収支では、主な収入として下水道使用料、他会計補助金、長期前受金戻入を計上しており、収益総額は4億5,129万8,000円となっております。

これに対する支出では、営業費用の主なものとして、流域下水道維持管理負担金、減価償却費を計上し、営業外費用の主なものとしては、企業債利息を計上しており、費用総額は3億8,825万7,000円となっております。

次に、資本的収支の収入では、下水道費負担金、他会計補助金、企業債の総額で1億2,537万8,000円となっております。これに対する支出として、集中浄化槽区域の緑ヶ丘地区の不明水詳細調査業務、流量調査業務、管更生工事を管路建設改良費として計上するほか、企業債償還金、流域下水道建設負担金など、総額で2億5,151万4,000円となっております。

引き続き、生活環境の向上・河川等公共用水域の水質改善の観点から、普及促進を図ってまいります。

以上、令和4年度における主な施策を中心に御説明申し上げましたが、これらの諸施策の推進に当たりましては、万全の注意を払いながら、効率的な執行を心がけたいと考えております。

議員各位におかれましては、今後も御指導、御支援をお願い申し上げますとともに、厳しい財政事情の中で編成を行いました令和4年度予算につきましても、深い御理解を賜っての御審議をお願いいたしまして、原案どおり可決賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長

お諮りいたします。

本案については、明日3月3日に改めて本会議、新年度予算総括審議を開催

しますので、本日の会議はこれで延会したいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本日は延会することに決定しました。本日はこれで延会をいたします。

(ブー)

延 会 (午後 4 時 5 2 分)